

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和2年11月16日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

11月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査 -----	2
（総務部、建設部、消防本部所管分） 質疑（安藤薫委員、藤浦雅彦委員）	
散会の宣告-----	72

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和2年11月16日(月) 午前10時 開会
午後 5時7分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 南野直司 委員 藤浦雅彦
委員 安藤 薫 委員 塚本 崇 委員 三好義治
委員 松本 暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫
総務部長 山口 猛 同部理事 辰巳裕志
同部参事兼資産活用課長 池上 彰 同部参事兼情報政策課長 榎納 縁
総務課長 川本勝也 同課参事 中尾昌志
防災危機管理課長 川西浩司 財政課長 森川 護
市民税課長 妹尾紀子 固定資産税課長 藤原英昭
納税課長 船寺順治 工事検査室長 江草敏浩
建設部長 高尾和宏 同部参事兼道路交通課長 永田 享
都市計画課長 杉山 剛 同課参事 玉城伸子
水みどり課長 宮城陽一 建築課長 寺田満夫
道路管理課長 井上 斉之
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
同部参事兼総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二
警備課長 木下正雄 同課参事 日野啓二
警防第1課長 幸田英基 同課参事 大坪孝志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件

認定第1号 令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会署名委員は、藤浦委員を指名いたします。

それでは、先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは、令和元年度の決算について幾つか質問をしていきたいと思えます。

令和元年度という年はどんな年だったか、ちょっと振り返ってみますと、その前の年、平成30年というのは、私たちも直接あまり経験したことのないような、大きな地震に見舞われました。また西日本豪雨があり、秋には台風21号によって、市内各地で大きな爪痕が残りました。総務建設常任委員会所管の各部署の皆さんは、本当にこの間、市内の復興であるとか、住宅再建の支援であるとか、また災害によって壊れた建物や道路の改修等で本当に休みなく働いていただいていたなと思返されます。令和元年度というのは、まさにこうした未曾有の自然災害に見舞われた翌年であって、この経験を生かして防災対策であったり、もしくは災害時の支援をどのようにやっていくのかなどが問われていく、そんな年ではなかったかなと思えます。同時に経済の状況を見てみますと、長期的に景気がいいというような報道がされている一方で、消費不況が社会の中で広がって、その中で10月に消費税率が8%から10%へと引き上げられました。市民の生活や中小業者の影響にも大きな打撃が与えられることは必死だと言われていました。軽減税率など様々な手だても取られてきましたけれども、そういった点でも市民生

活の状況もしっかり注目をしていかなければならない年であったと思っています。そうした中で、令和元年度がスタートしたということで、改めてそれぞれの項目について見ていって、今後に生かしていけるような議論ができたらいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初にやはり歳入の中心であります市税についてお伺いいたします。

決算書の28ページ、市民税についてですね、個人市民税と法人市民税それぞれ分けてお聞きいたします。

一つ目に個人市民税で前年比3.5%、1億5,600万円ほどの増となりました。その市民税の増収の理由ですね、要因は何であると考えておられるか。また、納税義務者数であるとか、納税義務者一人当たりの所得額をつかんでおられるものですね、それらの前年比、給与所得者、営業所得者ごとの所得区分別で何か特徴のあるものがあつたのか、その点を聞かせていただけたらと思えます。

2番目に法人市民税です。法人市民税も4.8%、1億2,500万円ほど税収が上がりました。こちらも納税義務者数などをお聞きしたいと思えますが、同時に市内には中小零細企業から大企業までたくさんあります。資本金10億円を超える大企業、また資本金1,000万円以下で従業員数が50人以下、いわゆる地方税法中にあります1号該当法人、小規模企業などの区分別に法人市民税の特徴等、どのようなものがあつたのか、お聞かせいただきたいと思えます。併せて令和元年度で法人の廃止、解散、休業、破産など法人がなくなっていく、届出をされている数、同時に設立、開設をされる新たに法人を立ち上げられ

ている数についてもお聞きしたいと思
います。

次に三つ目です。今度は、固定資産税に
ついてお伺いたします。

固定資産税も先日の議論にもありまし
たように、市税の半分弱を占める重要な収
入の一つであります。前年比0.3%と微
増ではあります。今後の推移も含めて傾向
と今後の動向についてお聞かせいただ
けたらと思います。

次に行きます。四つ目ですね。償還金及
び還付加算金。平成30年度過誤納還付金
と過誤納返還金合わせて7,453万1,
903円と執行されていきました。令和元
年度につきましては、この過誤納還付金と過
誤納返還金という言葉がなくなって償還
金及び還付加算金ということになって6,
112万6,934円と1,300万円ほ
どの減少となっております。この辺の科目
が違っていることも含めて、どういったも
のなのか、年間の件数ですね、どのぐらい
の件数があるのか、お聞かせいただきたい
と思います。

5番目に行きます。納税事務で市税延滞
金、減免についてお聞きしたいと思
います。決算書でいきますと、例えば税務督促手数料が90万4,719円、前年比で僅か
ありますが、7万2,000円ほど下が
っていますし、決算書57ページ、市税延滞
金を見ますと、3,500万円ほどで前年
比1,400万円ほどの減額となっており
ます。納税事務の中での税の延滞金または
督促などの状況をどのぐらいあるのか、ま
た督促手数料や延滞金の傾向や督促催告
の状況ですね、差押えや執行停止などにつ
いて、どのような状況にあったのか、お聞
かせいただけたらと思います。

次に行きます。6番目、地方消費税交付

金についてであります。

前年比7,654万3,000円、4.
6%引き下げられました。令和元年10月
から消費税増税となっております。もちろ
んこれが直接令和元年度に影響するとい
うことは、まだないのかもしれませんが、
その減少している原因をお聞かせいただ
きたい。要因は何なのか、どのようにお考
えになっておられるのか。とりわけ消費
税率8%から10%になった場合に、地方税
分がその中の1%だったものが1.7%へ
と引き上げられていると。平成30年度は
増加の0.7%分、約6億5,000万円
が社会保障に充当されるということが予
算審査でもご答弁されていたかと思
いますけれども、この令和元年度、この社会
保障への充当分というのはどのようなもの
だったのか、お聞かせいただきたいと思
います。

7番、地方交付税臨時財政対策等につ
いてお聞きしておきたいと思
います。

決算書30ページ、または決算書68ペ
ージに普通交付税、臨時財政対策債が記さ
れております。基準財政需要額と基準財政
収入額が拮抗して、摂津市の場合、不交付
団体になるかならないか、いつもボーダー
ラインにあります。当初予算では、普通交
付税等も計上されず、年度途中で交付団体
となって補正で組まれるというようなこ
とが続いているかと思
いますけれども、非
常に重要な一般財源でもあります。今後の
見通しについてお聞かせいただきたい。

本市は交付団体となりましたが、平成3
0年度、令和元年度続けて臨時財政対策債
の発行を抑えておられます。普通交付税の
不足分を補うという制度上のものではあり
ますが、この2年、未発行だったことにつ
いてのご説明を改めてお聞かせいただき

たいと思います。

次に、8番目に基金の積み立て、使用基金についてお聞かせいただきたいと思います。

決算書56ページ、基金繰入金、約20億2,900万円、財政調整基金は15億8,000万円でありましたけれども、一方で約4億9,000万円ほど基金に積立て、積み増しして、令和元年度末の基金残高は4億4,400万円増、約139億円となりました。その背景についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、9番目ですが、臨時財政対策債と関わることになると思いますが、市債について、平成30年度末、決算概要で20ページに市債現在高及び償還の状況、決算書66ページに市債が記されております。平成30年度末の市債残高が185億円、新たに13億3,000万円借入れをして、21億円の返済を行い、令和元年度末には、178億9,000万円となりました。少しではありますが、市債残高も減少傾向にあるようです。令和元年度、全体6億円削減いたしました。この数年の間の市債残高の推移について、それから今後の傾向についてもお聞かせいただきたいと思います。

次は、歳出を中心に聞いていきたいと思いますが、決算概要の52ページ、防犯カメラ設置事業について、少しお聞きしたいと思います。

先日も塚本委員、松本委員が防犯カメラについてご質問をされておられました。これまで自治振興課の所管であった防犯カメラも防災危機管理課のほうで所管をされるということになったということでもあります。先日も設置台数などについてもご答弁されておりましたので、この防犯カメラ

の設置について、設置した防犯カメラの中身ですね、その中身、データの開示についてルールがあるのか。誰がいつ、どのような目的でそうしたデータを閲覧するということになっているのか、その管理体制についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから11番目に行きます。決算概要54ページにあります犯罪被害者等支援事業についてです。

これも自治振興課のほうで相談窓口を置いておられたものが新たに防災危機管理課のほうに移されました。これは非常に基本的なことなのですが、その防災危機管理課のほうに移行になった経緯と、それから今後の運用が所管を変えることによって得られるメリットといいますか、どのように考えておられて、どのように運用していかれようとしているとか、体制も含めてちょっと申し訳ないですが、お願いいたします。教えてください。

次に、12番目、防災対策事業について、決算概要130ページにあります防災マップ作成委託料についてお聞きしたいと思います。

防災マップは、それぞれこの間、市内の各自治会であったり、校区単位の連合自治会等で、地域の浸水があった際の浸水の深度であるとか、それから避難の経路であるとか、あとは避難をする場所であるとかいうのを行政の側が指示するのではなく、住んでおられる住民の皆さんが、行政の皆さんと一緒に考えて、行政の皆さんの手でマップを作っていこうということでやられてきていると認識をしております。改めて令和元年度のこの防災マップの作成実績ですね、それから今後の予定についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、13番目についてです。これも塚

本委員、松本委員が詳しくお聞きになられておりましたが、決算概要46ページにありますFM推進事業についてであります。

FM計画の策定、または進捗状況等、先日もお答えをいただきましたので、業務委託の委託先、それから委託した内容を具体的なFM計画が立てられた後、現状までの動きと、現段階での到達点をちょっと改めてお聞きしておきたいと思えます。

続いて14番目、市立集会所管理事業、概要46ページになります。市内50か所だったかと思えますけれども、各地に集会所が設置されております。平成31年度は、前年の台風などによって、屋根が飛んだり、様々な被害がありましたので、いろいろな修繕費などがあつたのではないかと思えますが、被害に遭った集会所を含めて老朽化、もしくは耐震強度のない集会所への対応ですね、それと使用頻度などを今の状況をお聞かせいただきたいと思えます。

15番目、市営住宅管理事業です。決算書でいうと、歳入で使用料が8,925万9,200円とありまして、一方で決算概要122ページ、市営住宅管理事業全体でいくと2,607万6,132円、その中で指定管理料が1,613万2,000円などとあります。市営住宅というのは、住まいや人権という考え方もありますが、良好な、しかも安価な住宅確保が困難な方々へ提供していくという大事な事業だと思っております。市内4か所、市営住宅があるかと思えますが、それぞれの戸数や入居者数、またそれぞれの市営住宅での平均年齢ですね、入居者の方の平均年齢、またこの令和元年度周辺の前後の空き家募集の件数、申込者の数等をお聞かせいただけたらと思えます。

続いて、16番目にいきます。建築課に関わることとなりますが、決算概要118ページ、開発指導・確認經由事務事業というものがあります。摂津市の開発協議基準に基づく開发行為などであるとか、建築確認申請の経営事務などを行っておられると認識をしております。今回お聞きしておきたいのは、令和元年度というのは、この摂津市の開発協議基準等や様々な計画と住民との間でのいろいろな問題が起きました。鳥飼地域に外国人技能実習生の研修センターの建設計画が持ち上がって住民の方との間で事業者と住民の方々との間で、いろいろな意見といますか、反対運動が起きたという実態がありました。改めてその問題について、現状ではもう既に建物が建っておりますけれども、その経過についてお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、17番目にいきます。

大阪北部地震等災害対策事業についてお聞きをしておきたいと思えます。

冒頭に述べましたように、平成30年度の大災害によって、各地でいろいろな被害がありました。各ご家庭の屋根が飛んだり、壁が落ちたり、ブロック塀が倒壊したり、いろいろな問題が起きて、摂津市として、国の制度ではなかなか一部損壊以下は何の補償もないという中で被災住宅修繕支援金が設けられて、令和元年度まで継続して実施されてきたと思えます。またブロック塀の撤去補助金についても計上されて、執行されてきたと思えます。改めてこの被災住宅修繕支援金、ブロック塀等撤去補助金の実施件数と、それからブロック塀など危険な箇所は、どのくらい把握されていて、その中でどのくらい改修が進んでいるのかについて、先日も重なっておるかもしれませんが、改めてお聞かせください。

続いて18番目になります。水みどり課所管についてお聞きしていきますが、農業水路、排水路、決算概要でいうと農業水路管理事業が104ページに、また水路しゅんせつ事業などが決算概要116ページに記されております。農業用水というのは、雨水の処理施設として市内に無数に流れています。もちろんこれは農業用水という大事な役割を果たしているとともに、雨水の処理をする大事な施設としても市内で無数に流れています。水路にも摂津市が管理している水路、神安土地改良区が管理している水路と分かれています。本市の水路と神安土地改良区の水路、どちらにしてもつながっているかと思いますが、その辺の管理の状況、どのように連携を取りながら管理をしていらっしゃるのか、最初にお聞きしておきたいと思います。

19番、公園の維持管理事業についてです。こちら先日も、塚本委員、松本委員からも詳しくご質問をされておりましたので、公園遊具の危険判定をされて、一つ一つ危険なD判定、C判定について撤去、もしくは使用停止、新しいものに切り替えていくという答弁をされたかと思いますが、それで、私のほうからは、公園のトイレについてお聞きしておきたいと思います。摂津市にはたくさんの都市公園があって、緑があって、空間があると。そして魅力的な遊具があれば、これで申し分ありませんが、同時に小さなお子さんから高齢者の方々が快適に公園を利用していただくためには、トイレの整備も非常に重要だと思います。実は昨年末の一般質問の際、公園遊具のことを取り上げたときに、各都市公園を回ってトイレを見ていたんですけども、かつてのようにトイレが非常に汚れているとか、トイレトペーパーがないとかい

うようなことというのはあまりなくて、管理のほうもしっかりやっておられるんだなと感心いたしました。同時にやはり今後は高齢者の方、小さなお子さんもトイレでは、やはり洋式のトイレへの需要といたしますか、要望が大変大きいという認識をしております。トイレの管理の状況、それから洋式トイレへの更新について、計画がありましたら、または現在の到達点と、今後の計画についてお聞きしておきたいと思います。

それから20番目に行きます。20番目は、決算概要110ページ、自転車活用推進計画が令和元年度に策定されて、発表されました。摂津市の場合は、自転車の倫理条例なども設けられておりますが、比較的平たんな土地でもありますので、自転車を利用する方が今非常にふえていると思います。ふえている中で道路の状況であったり、マナーの問題であったり、自転車の事故とかも同時にふえているということが指摘もされて、このような活用推進計画がつけられたものだと思います。策定後の自転車活用推進計画にのっかって、令和元年度、できたばかりですけれども、今までの継続した取り組みと併せて自転車の安全対策についての取り組みを最初にお聞きしておきたいと思います。

次に、21番目に行きます。皆さんと重なっているんですけども、決算概要112ページの公共施設巡回バス運行事業であったり、公共交通整備事業についてお聞きしておきたいと思います。

先日もご答弁されておられましたように、公共施設巡回バス運行事業は、平成30年10月からだったかと思いますが、これまでの1台運行から2台運行に切り替えられて、バス停も1か所新設をされたと

ということで、利用者も非常に増加しているというようなことでもあります。利用されている方、ふれあいの里でいろいろなクラブに参加されている方であったり、温水プールを利用している方であったり、市役所や南摂津駅の防犯ステーションなどを利用されている方々からは、便利になったね、よかったなというような声を聞くのと同時に、やはりまだまだ不便なところもたくさんあって、または走っていないところの方々との不公平感の声も多く聞いているところでもあります。特に巡回バスが走っている鳥飼地域は、人口がどんどん減少していくということが大きな問題になっていて、今年度から鳥飼まちづくりグランドデザインの策定なども始まっていこうとしておりますが、その中でもアンケートの結果を見ますと、公共交通の充実を一番に期待する施策に挙げられていることから見てもセッピー号を初め、公共交通の充実を図っていくことが大きな課題ではないかなと思っております。そこで、利用者が確実にふえておりますが、改めて利用している乗降客の多い場所はどこなのか、それから実際に公共施設があるけれども、届かないところ、例えば先ほど申し上げました温水プールであるとか、コミュニティプラザとか、鳥飼地域の方々が活用する公共施設に届いていないという部分がありまして、その点の延伸のことについてもお聞きしておきたいなと思っております。

22番目は、未就学児移動経路安全対策については、これも松本委員と重なっておりますので、これは少し触れて要望だけにしておきたいと思っております。

大津市の痛ましい事故を教訓にして、摂津市でも未就学の子どもたちの安全を図るために危険な箇所を保育事業者の方々

とも一緒に見ていただいた上で危険箇所を設定して、令和2年度には繰り越しはされておりますけれども、既に5か所ほど工事等がやられていると先日もご答弁をされておりました。この点については、もちろん子どもたちが散歩する道であったり通園する道というのもそうだと思いますけれども、子どもたちや子育て世帯が自転車やベビーカーを押すような道というのは、市内無数にあります通学路であったり、スーパーや公園へのアクセス道路などについても危険箇所はたくさんあります。大津市の事件は危険箇所ではなく、歩道上にいても事故に遭うということもあるわけでそういった交通対策全体の整備計画を考えていただきたいということを要望しておきたいと思っております。このご答弁は結構です。ですので、これは22番を削ってください。次を22番にします。

22番として道路の問題です。今も触れましたが、特に都市計画道路が廃止された後の道路の安全対策です。これも何度か多くの議員も一般質問等でもこの委員会でも質問していらっしゃるかと思いますが、都市計画道路廃止の際にも住民の安全対策については、しっかり大阪府と連携して取り組んでいくというようなご答弁をいただいていたかと思っております。府道大阪高槻線については、この議事録等を読ませていただくと、数か所で危険箇所を設定して、順次改修が進められてきていると思っております。改めて今日までの歩道拡幅や道路の舗装などについてお聞きしたいと思っております。今後の展望についてお聞きしておきたいと思っております。

次に23番、これ最後になります。消防についてお伺いしたいと思います。

コロナ禍の中、それから今後インフルエ

ンザ等の流行なども危惧されているわけですが、救急体制であったり、それから火災時の消防等については、体制というのは非常に重要だと思っています。職員の体制は、10名ふやされて103名体制であるということがご説明をされてまいりました。まず救急、消防で、それぞれ現場への到着時間の短縮とか、救急現場での適切な行動などこの体制が強化されたことがどのように反映されているのか、改めて最初にお聞きしておきたいと思えます。

1回目は以上です。お願いします。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問にお答えいたします。

まず決算書28ページ、個人市民税に係る前年度比の増加、理由につきましてお答えいたします。

どう見ているかということでございますけれども、令和元年度につきましては、前年度同様景気のほうが回復基調であったということで、それに伴う雇用環境も改善傾向にあって、個人の所得も増加傾向になったと捉えております。納税義務者数につきましては、決算時で4万2,109人ということで、こちらも前年と比べまして増加しております。

あと、納税義務者一人当たりの給与所得であるとか、営業所得とか、そういう区分別に見たときの特徴がどうかということでございますが、こちらのほうでちょっと資料として見ておりますのが、令和元年度、7月1日時点の課税状況調べの中での数字ということでお答えさせていただきますが、所得割の課税の方の部分で見ますと、営業所得の方につきましても、給与所得、その他の所得の方につきましても、一人当たりは前年度と比べますと増加という傾

向にございます。伸びていると思っております。

次に、質問番号2番の法人市民税でございますが、こちらにつきましても前年度から増加している理由についてどう捉えているかということでございますが、こちらも個人市民税同様、前年度に引き続き景気のほうが回復基調になっているということに伴いまして、市の法人等も好調であったということで、伸びがあったと捉えております。納税義務者数も前年に比べまして、伸びておりまして、3,239人という納税義務者数でございます。

あと9号法人から1号法人まで、大法人といわゆる法人から中小と言われている法人別での特徴はというお話でございましたが、こちらにつきまして、全体的に区分別においても伸びていると捉えております。ただ、区分の中には同じ資本金でも従業員数が50人を超えるか超えないかというところで号数が違ってきているという区分の法人がございまして、そちらで分けたときに納税義務者数が減っている該当の法人の区分においては、収入額というのも減っておりますけれども、その分、そのほかのところについてはふえておりますので、全体的には区分別なく収入のほうも伸びていると捉えております。

あと法人の廃止、解散と開設等、届け出の増減の状況でございますが、設立と開設ですね、ここの部分につきまして、前年度と比べまして、届出件数は若干4件ほど減っている状況です。廃止、解散、休業、破産等の合計は前年度と比べますと、14件ほどふえているという状況で、増加よりも減少という形で前年度と比べますと、傾向はございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 安藤委員の3番目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和元年度につきましては、平成30年度の評価替えの第2年度にあたります。原則として評価については据置きとなりますが、土地におきましては、地価の下落があった場合、分筆等がされた土地について新たに評価をいたします。

家屋につきましても、新たに建築された家屋等を評価いたします。

令和元年度の固定資産税につきましては、委員がご指摘のとおり、昨年度と比べて微増という形になりました。それぞれの個別の内訳につきましては、土地につきましては、千里丘新町で、大規模マンションが建設されたことに伴いまして、非住宅用地であった土地が住宅用地に適用を受けたことによって微減という形になっております。

家屋につきましては、同じく千里丘新町の大規模マンションや、鳥飼新町、東別府の大規模な工場や倉庫の完成に伴いまして、前年度に比べまして6,884万1,704円増という形の27億8,594万3,074円の決算となっております。

償却資産につきましては、新規の設備投資を既存の償却資産の減価償却が上回ったことによりまして、前年度に比べまして、4,506万2,943円減の18億9,058万4,972円の決算となりました。

今後の見通しにつきましてはですが、来年度、令和3年度が評価替えにあたります。

土地につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等もございまして、一部地価の下落が認められる地域がございまして、家屋につきましては、評価替えということ

で経年減点補正と再建築評点補正、いわゆる物価上昇率ということを掛ける形になるんですけれども、恐らく減額という形になってまいると思います。

償却資産につきましては、新型コロナウイルスの影響が大きく見込まれ、新規の設備投資というのが見込めないことから、減収になると考えております。

また、今後につきましては、JR千里丘駅西口の再開発や千里丘新町において大規模な開発が予定されておりますが、令和5年度以降に税収に影響してくると考えておりますので、その点については、今この場で申し上げることはできません。

以上でございます。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問のご質問番号4番、償還金及び還付加算金についてご答弁申し上げます。

こちらが平成30年度におきましては、過誤納還付金と過誤納返還金という部分の予算科目がございました。令和元年度になりまして、償還金及び還付加算金という文言になっております。こちらにつきましては、この償還金及び還付加算金という内容にさせていただいております内容としまして、大きく5種類あるのですが、平成30年度について、過誤納還付金と過誤納返還金とさせていただいていました表記が、そのものだけを指す内容を執行しているというわけではございませんでしたので、一つの形にまとめて内容を表す文言という形の予算科目に変えさせていただきました。

包括している内容につきましては、大きく5種類ございまして、まず市税の過誤納金還付未了による償還金というものがご

ございます。これは重複した過誤納のうち、当該年度で還付できなかったものについて翌年度還付するというものでございます。件数といたしましては、こちらが103件で428万3,800円となっております。

次に過年度更正減還付金というものがございます。こちらが課税額を減額させるなどの更正によって発生する還付金でございます。こちらのほうは810件で、5,303万7,766円でございます。

次に、還付加算金というものがございます。これは発生した還付金に対する利息相当額という形で131件ございまして、54万5,000円でございます。

次に配当割及び株式等譲渡割、所得割額の還付金というのがございます。こちらは、特定口座から特別徴収され都道府県に納付された後に、確定申告によって還付金が発生した場合の還付金となります。こちらが143件、313万1,068円でございます。

あと、市の瑕疵による過誤納に係る地方税法の規定による還付期限を超えた部分につきましては返還金という形で1件12万9,300円という形で支出をしております。

以上でございます。

○野口博委員長 船寺課長。

○船寺納税課長 5番目のご質問であります納税事務に関係します延滞金でありますとか、督促手数料等の減額の理由についてご説明申し上げます。

そもそも延滞金等につきましては、滞納繰越額によって大きく影響してまいります。滞納繰越額につきましては、平成30年度が約4億2,400万円、令和元年度が約3億9,900万円ございまして約2,

500万円ほど減っております。滞納繰越分の徴収額につきましては、平成30年度が約1億6,900万円、令和元年度が約1億5,600万円ということで約1,300万円ほど減っております。そういうことによりまして、延滞金でありますとか、督促手数料等が減ってくるわけでございます。

督促状の発送件数で申し上げますと、平成30年度が督促状、催促状合わせまして2万3,443件から2万2,209件と1,000件ほど減っております。差押えの件数につきましても、550件から518件と減っている状況でございます。この滞納が減っている原因につきましては、景気がよくなってきたということで、現年分の徴収率が上がっていることとともに、滞納整理の進捗が図られたものと理解しております。

以上でございます。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは、財政課に関わりますご質問にお答えいたします。

質問番号6番、地方消費税交付金についてでございますが、令和元年10月1日以降、消費税が10%に引き上げられておりますが、このうち、地方消費税の部分は2.2%でございます。消費税10%への引上げが令和元年の10月からでありましたことから、地方の増収分は僅かとなっております。令和元年度決算ではほぼ反映がされていないと考えております。今後反映されるものと考えております。

利用の用途といたしましては、地方消費税分は社会保障に使われることとなっておりますことから、本市における用途状況といたしましては、決算概要の35ページに記載のとおり、社会福祉費、児童福祉費、

保健衛生費に充当をいたしております。

次に、質問番号7番、地方交付税の今後の見通しと、臨時財政対策債の未発行の件についてでございますけれども、まず令和元年度の地方交付税でございますけれども、普通交付税額といたしましては、2億6,600万円ほどとなっております。

今後におきましては、市税収入の大幅な減少が見込まれますことから普通交付税に関しましては、交付になるものと見込んでおります。

特別交付税に関しましては、令和元年度では1億7,300万円ほどとなっております。特別交付税につきましては、ここ数年の実績から同程度の金額が今後も見込まれるのではないかと考えております。

臨時財政対策債の未発行についてでございますけれども、臨時財政対策債を実際に発行するかどうかにつきましては、決算見込額なども見据えまして、その時々状況に合わせて発行の有無を判断しております。令和元年度では、決算見込額としまして、基金の取り崩しを行うことなく、単年度での黒字が確保できる見込みでありましたことから臨時財政対策債の発行は行いませんでした。

次に、質問番号8番、主要基金の件についてでございますけれども、基金残高として、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の主要3基金における平成30年度末の残高が124億3,000万円ほど、令和元年度末では129億1,800万円と4億8,800万円程度増加をしております。この背景といたしますか、要因としましては、歳入におきましては、市税が約3億3,000万円増になったということと、歳出におきましては、地方債の元利償還金が減少しておりますことから、単

年度の決算における黒字が確保できたのではないかと考えておりました、その部分を基金に積み立てることができたと考えております。

次に、質問番号9番、市債についてでございますけれども、市債残高の状況といたしましては一般会計におけます平成30年度末の市債残高は185億3,100万円ほどであります。令和元年度末では、178億8,800万円と前年度に比べまして、6億4,300万円ほど減少している状況になっております。こちらにつきましては、市債の発行額を元金償還金以内に抑えておりますことから年々減少となっております。しかしながら、今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、大幅な市税収入の減が想定されますことから財源を確保するためにも、積極的な市債の発行が必要であると考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号10番、決算概要52ページの防犯カメラについて、ご答弁申し上げます。

この防犯カメラですね、プライバシーであったり、データの公開基準ということなんですけれども、防犯カメラについては、人が起こします犯罪の発生抑制であったり、犯罪の早期解決というのが目標でございますので、人が映らなければ価値がございません。ただ、プライバシーの配慮も、これは絶対に必要でございますので、適正なデータ管理が必要不可欠でございます。そこでデータの提供に関しましては、ガイドラインを定めておりました、画像の提供は捜査機関への犯罪捜査協力などでありました、法令に定めがある場合に限って

おります。具体的にデータなんですけれども、防犯カメラの中に保存できる機械が入っております、大体1か月ぐらいで書きをどんどんしていくタイプでございます。あと誰がいつどのような目的でデータを求めるのかというところなんですけれども、令和元年では193件公開したんですけれども、全て警察からの犯罪捜査でございます。

続きまして、質問番号11番でございます。決算概要の54ページ、犯罪被害者支援員でございますが、まず、この移管の経緯でございます。機構改革で自治振興課が持っておりました防犯部門、それと当時の防災管財課が持っておりました防災部門、これらを一元しまして、安全・安心を一手に担う部署をつくるというコンセプトで、本年4月から防災危機管理課のほうで防犯部門も併せて担うことになりました。この流れで犯罪被害者支援員もこの4月から防災危機管理課で所管しております。

お問い合わせの体制なんですけれども、課の中に犯罪被害者支援員1名を常駐しております、いつでも相談を受ける体制を整えております。また、プライバシーにも配慮いたしまして、別室で必ず相談を受け付ける体制を整えております。今後につきましても、この体制で運用してまいる所存でございます。

続きまして、質問番号12番、決算概要の130ページ、防災マップ作成委託料でございます。実績等のお問い合わせなんですけれども、これまで防災マップづくり、大体106自治会ございますうち、昨年度末まで51自治会の皆様にハザードマップを策定いただきました。令和元年度でしたら、鳥飼北小学校区の12自治会の皆さんに防災マップを作っていただきました。

今後の計画のお問い合わせなんですけれども、予算を伴いますので、確定的なお話はなかなか厳しい状況でございますが、我々といったしましては、大体1年間のスパンで小学校区単位で進めてまいりたいと考えております、1年で一つから二つ程度の小学校区単位で、これから防災マップづくりを取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に係りますご質問にお答えをさせていただきます。

まず、FM推進事業でございますけれども、この分も委託先、内容、到達点ということでございますが、委託につきましては、株式会社五星という建設コンサルタント会社に委託をしております。令和元年度の主な内容としましては、施設点検研修を初めとします人材育成、用途ごとの個別計画を含めます公共施設等総合管理計画の改訂版の作成、公共建築物のLCC、つまりライフサイクルコストの計算、FM基本データの更新、施設カルテの作成、あと民間活用等の導入の検討、ガイドラインの作成、また利用実態調査の方法でありますとか、FM連絡会等の運営に対する支援でございます。

それと到達点といいますか、公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定しております、その計画に基づきまして、一歩ずつ着実に進めておるところでございます。計画期間が30年という長い期間となりますので、しっかりと基礎を固めて計画の実施につなげていくため取り組んできております。先ほどの委託の内容にも入っておりますけれども、今ま

でばらばらに管理していました施設情報を一元管理するというのがまずFMの基本と言われておりますので、施設情報の一元化、共有化できるように施設に係りますデータの整理でありますとか、それをまとめますポータルサイトを構築してまいりました。また施設を安全・安心に利用するために施設点検、修繕の優先順位づけの試行等々を重ねてきております。FM推進につきましては、計画どおり着実に進めているところでございます。

続きまして、市立集会所でございませけれども、集会所の地震、台風等の被害の状況ということでございませけれども、平成30年度、かなり大きな地震と台風でございました。その中で地震によりませるのは、大きな被害としましては、1か所外壁の改修を伴うようなものがございました。それと台風につきましては、主だったもの、大きなものとして15か所ございました。この内容としましては、屋根の修繕ですね、屋根が剥がれたり、外壁がまた剥がれたり、また屋根が剥がれたことによりまして、雨漏りで内部もぬれてしまって内部も改修したというようなところで、この台風の被害で15か所大きなものとして挙がっております。そのほか、小さなところでもちよこちよこあると思ひますけれども、大きなところでは15か所ございませ。

それと老朽化についてでございませけれども、市内50の市立集会所がございませけれども、築年数別にいいますと20年以下が5か所、30年以下が13か所、40年以下が19か所、41年以上が13か所ということで、ほとんどの施設が法定耐用年数を過ぎておる状態でございます。老朽が進んでいるという状況です。

それと耐震の状況ですけれども、平成3

0年度に旧耐震基準の集会所18か所の耐震診断を行いました。そのうち耐震基準を満たしていたものが5か所、満たしていないものが13か所ございました。

それとあと、使用頻度でございませけれども、こちらは集会所におきましてかなり差があるというのがございませけれども、少し大ざっぱなくくりになりますけれども、全体をまとめていいますと、昨年度、50か所で7,648回の使用がありまして、これを平均しますと153件で、1日に直しますと大体年間153日使用としまして、稼働率としては全体としまして42%と考えております。

続きまして、市営住宅管理についてですけれども、戸数につきましては八町団地が16戸、うち3戸が政策空家として管理しております。それと、一津屋の第1団地が40戸、一津屋の第2団地が70戸、三島団地が84戸でございませ。

お住まいの方の人数ですけれども、八町団地が13世帯のうち、1人世帯が5世帯、2人世帯が5世帯、3人世帯が3世帯、ちょっと細かいですけれども。それと、一津屋の第1団地が40世帯のうち、1人世帯が22世帯、2人世帯が11世帯、3人世帯が4世帯で、4人世帯が2世帯、5人世帯が1世帯で、合計すると69人です。それと、一津屋の第2団地ですけれども、70世帯のうち、1人世帯が21世帯、2人世帯が25世帯、3人世帯が10世帯、4人世帯が10世帯、5人世帯が1世帯、6人世帯が2世帯、7人世帯が1世帯、合計165人、それと三島団地84戸のうち、1人世帯が31世帯、2人世帯が37世帯、3人世帯が15世帯、4人世帯が1世帯となっておりまして、139人です。団地としましては合計210戸ということなんです。

それと、平均年齢につきましては、八町団地が62.2歳、一津屋第1団地が55.1歳、一津屋第2団地が43.6歳、三島団地が61.4歳でございます。これは10月12日現在です。

それと、空き家の募集ですけれども、空き家につきましては、部屋が空きましたらすぐ募集をいたしております。

最近の状況を申しておきますと、平成30年度、第1回目としまして、三島団地の募集をいたしまして、このときは45倍、一津屋第1団地の1階が3倍、3階が5倍、5階が5倍という結果でございます。2回目に一津屋第2団地を募集しましたところ、11倍ということでございます。昨年度、令和元年度に行った分につきましては、三島団地が40倍、一津屋第1団地が7倍、第2団地も7倍ということになっております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、建築課に関わります16番目のお問いにお答えいたします。

鳥飼野々1丁目地内におきまして、外国人技能実習生対象の研修施設、それから寄宿舎ということの開発計画の経過ということの問いであります。これにつきましては、平成30年8月に、都市計画法に基づく事前協議が開始をされております。同年10月には、続きますといたしまして、都市計画法第32条に基づく公共施設管理者同意の協議申請、こちらのほうが開始をされております。その頃から、周辺住民への説明会が開始されております。そして、その後、反対署名が市長へ何度か提出されてきている状況でございます。

平成31年に変わりまして、1月までに

5回の説明会が開催をされ、平行線のまま、推移がされているという状況でございます。同年2月には、開発者のほうから市の手続を早く進めるようご要望もいただいている状況でございます。その間、マスコミ等のテレビ、新聞等での騒動報道ということで、住民側の反対の内容が大きく報道されたところでもございます。同年4月には、市長が直接、住民・開発者双方と個別に話し合いに応じるように面談の上、協議、調整を重ねておるような状況でございます。その中で、6回目の住民説明会が開催されております。ただ、やはり住民側のご意見、主張と開発者とは相容れぬまま、開発者のほうから本市に対しまして行政不服審査請求が出されたというところがございます。同年、令和元年8月になりますが、不服審査請求の却下というご判断をいただき、ただ、同審査会の答申によります付言で、法の目的を超えた同意留保については、やはり問題の部分もあるというような付言もしていただいております。その後、市長が住民と面談もいたし、最終的に許可の判断に至った理由説明を、直接、住民との間で説明をされております。同年9月、上記事実を踏まえ、総合的に勘案した内容で、本市としまして、都市計画法第32条の同意に、市長決裁により行っております。その後、開発者から都市計画法第29条の開発許可申請並びにその手続を経まして、許可証のほうを市長決裁により交付をいたしております。同年10月、開発者のほうは周辺、地元の自治会とも協議もしながら開発工事に着手されております。その後、12月には開発工事のほうの完了をいたし、建築確認申請、建築工事着手というふうに至っております。

今年に入りまして、令和2年6月でござ

いますが、建物の工事のほうは完成をいたし、完成後に周辺住民をお迎えされて施設見学会ということも開催されておるようにお聞きいたしております。今年7月には、施設の供用開始に至っているという状況でございます。

この間、見させていただく中で、担当といたしましては、市長が直接、本事案に関しましては周辺住民と開発者の間で協議調整の労を取られたというところでは、今までにない動きであったのかなというところと、基本的には周辺住民の主張と開発者双方で話し合いの場ももたれて、円満な和解の部分も見た中で、施設オープンに至ったものかなと考えております。

続きまして、17番目の被災住宅修繕支援金に関わります内容についてのお問いでございます。まず、委員から先ほどございましたように、本制度につきましては、平成30年6月の大阪北部地震、そして続きます9月に発生いたしました台風21号、こちらの被災された住宅につきまして、現に居住される住宅所有者の負担軽減ということで、屋根や外壁等の復旧工事に要する費用の一部を補助する制度として、市独自で創設いたし、同年10月から受付をスタートしたものでございます。この制度につきましては、令和元年6月末まで受付をさせていただいた状況で、工事完了の締切りは令和2年3月末までといたしております。

制度創設の趣旨につきましても、先ほど委員がおっしゃったように、もともと災害救助法の適用は、本市にこの地震以後ございましたが、一部損壊の住宅につきましては、当時は公的な支援がほとんど得られないという状況でございました。また、屋根や外壁などの復旧費用の負担が非常に大

きいということと、市民からの相談、罹災証明に直接関わられた方々のいろいろな家屋被害のご要望等々、被害の実情がございました。また、台風21号につきましては、今までにない猛烈な風で屋根瓦が飛ぶとかいうような事案もございまして、これは何も住宅ばかりではなく、公共施設も被害を受けておる状況ではございますが、雨漏りであったりだとか、日常生活への被害の影響が大きかったというところを踏まえて、制度の創設に至った状況でございます。

制度概要につきましては、工事費用30万円以上で、外壁等の復旧をしていただく場合と、それと屋根を含む工事の場合は5万円上乘せをさせていただくというところと、所得制限ということで、世帯の合計の年間総所得金額430万円未満というところで、一定線引きをさせていただいております。あと、低所得者向けということの内容で、住民税非課税または医療費助成を受けられている方については、さらに引上げをさせていただいた制度でございます。

まだ当該受付期間中でございますが、やはり施工業者、屋根瓦を直される業者について非常に人手が不足したという事案もございましたので、受付期間につきましては3か月、工事完了の締切期限については半年延長もさせていただいて、この制度を終了させていただいたところでございます。

平成30年度、現年分で執行させていただいている件数につきましては383件でございます。繰越分で、令和元年度で執行している分が131件でございます。令和元年度の現年分として執行いたしておりますのが134件ということで、2か年で合

わせて657件の交付をさせていただいております。

続きまして、ブロック塀の撤去補助の部分でございますが、こちらも同様に、平成30年6月の大阪北部地震、これは高槻市内で痛ましい事故がございました。それを受けまして、所有者がブロック塀などの撤去工事をされる際の費用の一部を補助する制度として、同年8月からスタートした制度でございます。高さ80センチ以上の公道や公園に面したブロック塀、この部分の安全性を高めるために、補助金額を最大20万円ということで補助をいたしているものでございます。

ブロック塀撤去補助金の交付件数につきましては、平成30年度には26件、令和元年度には14件という状況でございます。

危険なブロック塀の撤去で、危険箇所であったりだとかいうことの内容のお問いもあったかと思えます。こちらのほうにつきましては、地震発生直後、教育委員会のほうで通学路における調査も実施をされた。市内の公共施設、こちらは学校を初め、ブロック塀で遮蔽している壁についても安全点検の上で実施されたとお聞きをいたしております。

塀の使用の特徴といたしましては、戦後から高度成長期、平成の初めぐらいまでの住宅であったりだとか、建築物の外構、敷地の内と外を分けるということで、非常にコストのかからない壁として、また防犯上の遮蔽物としての壁というような位置づけで、市内でも多く使われておるような状況でございます。安全性につきましては、外観上で明らかにひび割れている、傾いているであったりだとか、目地が切れているだとかいうようなことが外観上からは判

断できる部分もございます。ただ、専門家によらないと見えないところと申しますのが、コンクリートブロックの中に鉄筋が入っておる状況、これが設置された当時はきちっと施されている可能性はあるんですが、年月とともにやはり雨水が浸透し、さびというところで非常に劣化が進んでいるという状況もございますので、外見上からはなかなか判断が付きにくいという一面もございますので、今後、我々といたしましては、建築基準法の特定行政庁であります大阪府とともに、所有者向けにブロック塀の安全点検並びに周知啓発ということの取り組みを実施させていただいておるところでございます。

国のほうからも、地震直後から塀の安全性のチェックポイントといったようなもの、大阪府からも同時に、そういうような所有者自身で安全点検ができるような内容のPRのパンフレットも提供され、市のホームページでも広報をさせていただいてきたところがございます。

10月末までの間に、ブロック塀撤去補助の利用者は40件を超えてきておるような状況でございますが、まだまだ市内には数多くあることは認識いたしておりますので、今後とも教育委員会や道路管理者など関係機関を含めて、情報共有を図りながら、個人財産である塀の所有者向けに周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課が所管しますご質問にお答えします。

まず、18番目の農業水路、排水路の管理状況についてお答えいたします。摂津市内の農業水路は、平時には淀川などの河川

から用水を農地へ送水し、農地からの排水を神崎川などの河川へ送水しております。主要な幹線水路におきましては神安土地改良区が管理しており、それ以外の水路につきましては本市が管理しております。また、農業水路は、排水路として下水道で受け切れない雨水の排水施設としての役割も担っております。

管理状況といたしましては、水路の通水機能を確保するため、阻害となる水路内への投棄物やごみの回収、雑木や雑草の撤去、土砂のしゅんせつなど、また、立入禁止の柵、フェンス、これらの維持補修を行っております。また、農地に用水を送るかんがい期、この時期には用水が送水されることから、通常よりも水路の水位が高くなるため、大雨時には浸水しないよう水防体制を取り、水位監視やポンプ施設等を稼働させ、浸水防止の取り組みを行っております。

続きまして、19番目のご質問、公園のトイレの洋式化の現状、それと維持管理の状況についてお答えいたします。まず、公園のトイレの洋式化につきましては、現在、市内都市公園28か所にトイレが設置されておりますが、そのうち令和元年度末の時点で、18か所において様式化が完了しております。令和元年度におきましては、かえで公園、しば公園、りんどう公園、昭和園第2公園の4か所を洋式化しております。

維持管理の状況であります。トイレ内の清掃、トイレトペーパーの補充、電気の球の取りかえなどをシルバー人材センターに業務委託しております。また、トイレペーパーの補充につきましては、パトロールの中でも補充は常にできるような体制を取っております。また、その中でも、トイレの詰まりで通常では改善できない

もの、電灯自身が壊れてしまって電気がつかないもの、手洗い場の水漏れ、こういったものにつきましては、報告を上げていただいて、市のほうで修繕をいたしております。

今後といたしましては、今年度であります。3公園の洋式化を予定しておりましたが、その3公園である嘉円公園、ゆりのき公園、昭和園第1公園の洋式化は既に完了しております。令和3年度以降につきましては、トイレの洋式化だけではなく、先ほど委員からお示しがありましたが、建屋内外の再塗装、手洗い場の交換、照明のLED化など、美観の向上も併せて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、安藤委員のまず20番目のご質問にお答えさせていただきます。

自転車安全利用倫理条例、また自転車活用推進計画に伴いまして、今年度の取り組みとこれまでの安全対策についてのお問いにお答えさせていただきます。まず、自転車におきましては、自転車利用の環境整備としまして、駐輪対策あるいは自転車駐車場整備などがありまして、まず駐車場施設におきましては、フォルテ摂津自転車自動車駐車場において、指定管理者からの提案として、自転車と自動車の駐車配分を需要に合わせて配分を変更しており、地下1階部分の33台あった自動車駐車場スペースのうち、12台分のスペースを自転車スペースと変更しまして、300台増加し、定期待ちの解消や、9時前に満車状態になっていた状況を解消し、自転車利用者の利便性向上を図っております。

また、駐輪対策につきましては、放置自

転車の自転車等対策事業として、市内5駅周辺に放置自転車禁止区域を指定しておりまして、区域内に放置している自転車の撤去を行っており、駅周辺の安全な歩行空間の確保に努めております。

また、自転車の移動確保について、本市の事業ではございませんが、駅からの端末交通ということで、駅改札出口付近に設置しておりましたレンタサイクルが駅利用者とはふくそうして危険であるということから、設置場所を変更したいという申し出があり、その際に、大阪府と連携し、駅舎下のスペースを有効活用し、事業の継続に協力しております。

それと、自転車活用推進計画を平成元年度に策定しまして、これは自転車活用推進法が国のほうで施行されまして、同法に基づいて、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である自転車活用推進計画が平成30年に閣議決定され、都道府県市町村は国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めなければならないというところから、自転車活用推進計画は法に基づいて、本市の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を定めており、令和2年3月に制定したものでございます。

あと、安全対策につきましては、平成24年4月に自転車安全利用倫理条例に伴いまして、交通安全推進員を雇用しておりまして、駅周辺における自転車利用者への街頭指導や春・秋を初めとする各種交通安全運動の推進、また交通安全教室では小学校3年生及び5歳児を初めとする、適時開催する教室の補助として取り組んでいるところでございます。

まず、自転車については以上でございま

す。

続きまして、公共施設巡回バスの利用の多い場所について、及び延伸についての21番目のお問い合わせにお答えさせていただきます。

まず、公共施設巡回バスはバス停が全部で13か所ございます。その中で、多い順番としましては、南摂津防犯ステーション前、摂津市役所、せんだん公園前、新鳥飼公民館、ふれあいの里などとなっております。平成30年10月に、2台運行に併せて、新たに設置した鳥飼野々2丁目団地付近にある市立第22集会場におきましては、7番目に多いような状況となっております。

あと、延伸につきましては、既存のバス利用者による営業路線等もございます。そういったところから、路線が競合する理由などから、延伸するというのは困難な状況であり、また巡回バスと既存の営業路線である民間バスとは、乗り継ぐことで市内移動が可能と考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、22番目のご質問の都市計画道路廃止後の府道の安全対策のこれまで、近年の実績と今後の展開についてのお問い合わせにお答えいたします。

本市といたしましても、都市計画道路廃止後の府道の安全対策は重要であると認識しており、継続して要望しております。

大阪高槻線では、大阪府と現地の立会いを踏まえまして、平成29年度に5か所の歩道の勾配修正を、また平成30年度には3か所において幅広の路側帯等を利用しまして、現道の中での歩道拡幅をしております。また、そのほか1か所の歩道勾配修

正を実施されております。平成30年度以降も、鳥飼八防交差点から八尾茨木線の区間で中央分離帯のゼブラゾーンと幅員の広い歩道を活用して、連続した歩道となるよう歩道と車道の幅員を再配分するなどの提案をしております。また、都市計画道路廃止前までは、開発の際の行政指導によりまして、沿線の建築物を控えて開発されているところも多数ございます。これらの箇所は、用地取得の協力が比較的得られやすいところがございますので、その用地を活用することで連続的に歩道幅員を確保するような要望もしております。このほかにも、一津屋交差点の高槻方面において、渋滞解消のため左折レーンの設置を要望しているところです。

以上です。

○野口博委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 それでは、質問番号23番のご質問につきましてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、現在、全救急事案におきまして、救急隊の装備をゴーグル、N95マスク、感染防止上下等を装備し、これらを標準的な感染防御装備として新型コロナウイルス感染予防対策を図り、救急業務に従事しております。

次に、本市の救急体制についてですけれども、平成30年4月消防職員の条例定数を93名から103名に改正し、令和元年11月から千里丘出張所へ救急車を配備し運用しております。その結果、救急現場で到着時間の短縮及び1件当たりの救急時間の短縮が図れたことにつきましては、一定の効果が得られたものと考えております。今後につきましても、近年、増加する救急需要に的確に対応するとともに、引

き続き消防力の強化につきまして努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ご答弁いただきましたありがとうございます。

今回、初めての総務建設常任委員会で、非常に基本的なことからお聞きしてございまして申し訳ございませんが、2回目の質問を始めていきたいと思っております。

市税についてご説明いただきました。個人市民税、法人市民税ともに、令和元年度については税収が伸びているということでもあります。固定資産税についても、いろいろな要因の中で微増であるということではありますが、今後の見通しは非常に厳しいと、これも前回の議論の中にもありまして、新型コロナウイルス感染症の影響などが出てくるのではないかとというようなことで、税収減が見込まれているというようなことではあると思うんですね。

先日、副市長からご答弁もあったかと思うんですけども、とはいえ、摂津市というのは市税収入が非常に府内の中では豊かなまちであって、市民一人当たりの市税収入はトップクラスにあるということでありまして、令和元年度においては景気の回復というようなことで、税収のほうも上がってきているということだと思います。

同時に、市民税に関わって、所得割区分ごとで見ますと、摂津市は、例えば200万円以下の所得割額の納税者の割合を見ますと、北摂7市と比べると、やはり非常に低いんですね。固定資産税、法人市民税によって、摂津市は一人当たりの市税収入は高く保たれていると。しかし、個人市民税については、府下の平均と比べても200万円以下の割合がちょっと高い。北

摂7市で言えば、一番低い水準にあるという事は、固定資産税、法人市民税、市民税全体で一定令和元年度は収入が上がっているけれども、個人市民税については、北摂7市と比べると、やっぱり所得が低い地域でもあるということ、この間、私たちが指摘してまいりましたけれども、経済全体で言えば、一定の上昇傾向がこの間、続いてきたと言われておりますが、同時に、貧困と格差というのは非常に広がっている、高額所得者層と低所得者層との格差が広がっているということをしかり見ていく必要があるのかなと思っております。そうした中で、市民税、税収を今後、どういった傾向にあるのかというのを注視しながら、市政運営のほうに、または施策に反映できるようにしていただきたいと思います。

市税については、少し基本的なことをお聞きいたしましたので、このぐらいにさせていただきたいと思っておりますが、1点だけ、法人市民税については、平成31年度の当初予算の審査のときに、法人市民税率が12.1%から8.4%に下がるということで、その影響額をご答弁されておりました。平成29年度の標準課税額を基礎として計算した場合に、約6億円の影響が出るということでありました。今回の決算を見ますと、法人市民税そのものは1億2,800万円ほどふえているわけです。当初、6億円ほどの影響が出るけれども、1億2,800万のプラスであったということについては、景気がよかったということになるのかと推測できますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。さらに、法人市民税の引下げが今後の法人市民税の減少にどんな影響になっていくのか、現状をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思いま

す。

1番から3番まではこれで終わります。

次に、4番目ですけれども、償還金、還付加算金等のご説明をいただきまして、細かく教えていただきました。制度上の問題で、返還をしていく問題等でかなりの金額、件数があるんだなと理解をいたしました。

この際、お聞きしておきたいのは、こうした償還金及び還付加算金の中には、既にこの間、何度もご答弁いただいているかと思っておりますけれども、平成30年度に発生して、令和元年度中に判明しました1,500万円の過還付の問題の金額もここに含まれていると思っておりますので、ちょっとその問題との関係を少しお聞かせいただきたいと思います。同時に、その原因はどういうふうに分析されているのか、第三者委員会等のほうで議論をしていらっしゃるって、既に3回ほど委員会も開かれていると認識しているわけですが、現段階での原因分析についてちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それから、5番目であります。市税の延滞金、減免について、ちょっと2回目、お聞きしたいと思います。一定の督促の発送であるとか、催告、差押え等が減少しているというようなお話でありました。今後、やはりコロナの影響を受けて、税の納付だけではなく、収入が落ち込んでいく中で、いろいろな支払い困難になってくる方々がふえてくるかと思うんですね。できるだけ滞納を多くつくりたくないようするためにも、しっかりと納付相談をしていくということが非常に重要だと思います。なかなか生活が苦しくなってきた、または収入が落ち込んで仕事もなくなって、いろんなところに支払いがたまっていくような状況が生まれてくると、市役所からの督促

状、催告状に対しても怖くて開けられないとか、なかなか市役所へ行っても支払いの話ばかりで、相談に行くのは足が向かないような状況が、かえってまたその問題を大きくしてきたというのはこの間、私たちも何度も経験をしております。そういった生活が困難になって、とりわけ今、コロナ禍というような未曾有の社会的な危機の中で、どのように納税者の方々に寄り添って、親身な相談を受けていくのか、相談に来られた方に対して納税支払いの猶予であったり、分納の相談であったり、場合によっては、市税条例上には減免制度がございますので、減免という形で、払いたくても払えないというような方々に対してきちんとした対応を取っていくことこそ、税徴収の一番の仕事でもあるのかなと思いますので、その点の相談状況、また支払い猶予、分納相談の対応、あと市税の減免について、お聞かせいただきたいと思います。

次、6番目に、地方消費税交付金についてはご説明いただきましたので、一定理解をしたところであります。消費税については、私どもが消費税そのもの上げることに反対しておりますし、仮に消費税の分が社会保障に使われるからといって、消費税を是とするものではありません。そもそも消費税というのは、所得の低い人ほど重い負担となるものでありますから、一方で、直接税がどんどん下がっていくことによって、直接税で社会保障の財源がなくなっている分、消費税で穴埋めをするような状況になっているのではないかと、そのような問題を指摘しながら、5%へ引き下げるべきというような声も出しています。とはいえ、貴重な財源でもありますので、また注視をしていきたいと思っております。6番目の答弁は結構です。

7番目の交付税と臨時財政対策債についてです。やっぱり令和元年度以降、これから通常の状態ではないというのはお互いの共通の認識だと思うんですね。消費税の増税等で景気にちょっとブレーキがかかってきた。その上に新型コロナウイルス感染症という問題が起きてきておりますので、行政も税収入が落ち込んでいくという危機感を持ちながら、住民の皆さんや中小業者の皆さんの営業のほうも非常に大きな打撃があると思うんですね。そういった上で、摂津市が持っている交付税をいかに活用していくのか。そして、交付税と同時に、臨時財政対策債をしっかりと活用していくということが非常に重要だと思います。特に令和元年度というのは、平成30年度の災害等で、また令和元年度の後半にはコロナ禍の状況も影響が出始めている中で、通常の見方であれば、決算上、黒字になるので臨時財政対策債を打たなかったということではありますが、臨時財政対策債をしっかりと発行して、コロナ禍であるとか、それから地震や災害、台風よっての傷跡がまだ癒えていないようなところへ、まだまだ足りていない支援にこそ生かしていくべきではなかったかなと思いますが、その辺の特別な状況が生まれつつある令和元年度、臨時財政対策債を交付しなかったという点について、そういった観点での議論はあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

8番目、基金です。今、少し入りましたけども、財政調整基金になる主要基金というのは、家庭で言えば貯金というふうによく称されています。大阪府のホームページを見てみますと、各市町村の主要財政調整基金の残高、それから市民一人当たりの残高というのも色分けのマップにされてい

ます。摂津市は、一人当たりの財政調整基金が非常に豊かに残っているまちとして色づけられて、大阪府のホームページに公開をされています。これを見ると、何かあったとき、この貯金を市民のために活用できるという点でいえば、全くないところと比べると、まだ少しゆとりがあるのかなと思うわけです。

財政調整基金というのもホームページに説明が書いてありました。当たり前のことなんですけど、年度間の財源の不均衡を調整するために積立てられる基金で、市町村が経済の不況等により税金の収入が大幅に減ったり、地震などの災害の発生等により思わぬ支出の必要に迫られたりするもので、こうした予測できない収入減少や急な支出増加に備えるために、比較的余裕のある年度に財政調整基金を積み立てて、必要な年度に取り崩すといったことを行っているんだと。長期的、安定的な財政運営を行うために、少な過ぎてもあかんし、多過ぎても駄目ですよというようなことが書かれています。先ほども述べましたように、新型コロナウイルス感染症の問題が始まってきた令和元年度後半、前年には台風、地震の被害、また消費税の増税など、消費不況であったり、格差と貧困が広がっているというような状況の下で、いろんなものが重なってきております。財政調整基金の積立てが令和元年度は温存され、さらに積み立てられました。令和2年度についての傾向と併せて、基金の活用の仕方について、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

市債についてはまた随時、追っかけていきたいとおります。これも令和元年度、市債については元利償還が進み、残高が減ってきて、今後の傾向も注視をしていきたい

と思いますが、やはり先ほど森川課長からも答弁がありましたように、今後の行政需要等に対応するためには、積極的に市債を発行していくということは重要ではないかなと思います。意見として述べておきたいと思っております。

次、防犯カメラについてであります。犯罪防止・抑止という観点、また交通事故であったり不法投棄という点で、地域の方々から防犯カメラ設置をしてほしいという要望が高いというのは私も承知をしております。しかし、同時に、防犯カメラというのは、課長もおっしゃられましたように、日々の住民の皆さんのプライバシーにも関わってくる問題でありますので、設置であるとか運用というのは極めて抑制的に運用する必要があると思っております。とりわけデータの活用方法については、しっかり摂津市が管理をする。いつ、どこで、誰が、どのような目的で情報を収集したのかということについてはしっかり記録をして見ておかなければいけない。実績として、全て犯罪捜査だということでもありますけれども、本当にそうなのかということもあるわけですね。そういう点では、市民のプライバシーと犯罪抑止という点で、その辺のバランスは難しいかもしれませんが、その辺の管理をしっかりやっていただきたいと思っております。極端な監視社会というのは、非常に住みづらい、生きづらい社会を築くのではないかと考えています。お隣の大陸の国などでは、もう本当に監視をする、インターネットでも全て情報が監視されているのではないかなどということで、物が言えない、または出歩くことにちゅうちょがあるというようなことでもあります。そのような状況では、自由で安心して生活できるというようなまちにはならないと思

ますので、その点、もう一度、データを閲覧された目的はどうだったのかということがきちんと摂津市として管理されているのかどうか。場合によっては、どのぐらいが犯罪捜査によって活用されたのか。具体的な中身までは言えないにしても、そういったことについては、市民の皆さんにお知らせをしていく、議会に報告をしていただくということが必要ではないかなと思います。その点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

犯罪被害者等支援事業についてはご説明いただきまして、安全・安心のために一体的に防災危機管理課のほうでやっていただくということでもありますので、非常に幅広い範囲でありますし、責任も重大だと思いますけども、住民の方も巻き込みながら、力を合わせてやっていただいたらなと思います。

犯罪見舞金も、令和元年度には10万円支出されております。相談支援、それからそういった見舞金も機能しているのかなと思いますので、細かい中身についてはご答弁は結構ですけども、充実、それから相談がしやすい窓口というのを工夫していただきたい。場所も変わったということだと思いますので、その辺の周知もお願いしておきたいと思います。

防災マップ作成委託料についてです。私も、令和元年度は鳥飼北小学校区防災マップづくりに自治会の役員で参加をさせていただきました。3回にわたって、コンサル委託事業者の方が説明をされて、宿題をいただいて、地域の中で活動して防災マップを作るということでありました。

当初、この防災マップ作りというのは自治体単位ぐらいでやっておられたのが、だんだん範囲が広がってきて、小学校区単位

となってきたと思うんですけども、その辺、範囲が広がったことによって、ある意味、少し生活圏域の中でいろいろ探したり、話し合いができるというメリットの部分と、住民一人一人が我が事としてという点で言うと、やはり広くなれば広がるほど弱くなるなということを感じています。

それで、今後重要なことは、それぞれの自治会や行政と一緒に作って作った防災マップ、どんなふうに活用していくのか、どうやって生かしていくのかということについて、どこまで行政が追いかけていくことができるのかということだと思っています。昨年作った防災マップを活用して、いろいろ防災演習を実施するというような考えがある自治体もたくさんあったかと思うんですが、コロナ禍で、今年はあまりそれが生かせ切れていない部分はあると思いますけれども、行政のほうから、地域の防災マップを活用した援助をやっていく必要があると思うんですね。とりわけおねがい会員とかまかせて会員というのが組織されている自治体もあって、そこについてのフォローアップというものが重要になってくるのではないかなと思います。主体は自治会、地域ではあるとは思いますが、しかし、やはりそこをフォローして、援助をしていって、より活用できる、それが生かされるようなものにしていくために、行政の援助、支援というのは重要だと思いますので、その辺のお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

FM推進通信事業について、先日もご答弁いただいて、重なってご答弁いただいて申し訳ありません。この計画でいいますと、30年の期間があって、それぞれ公共施設の改修更新時期というのがあるということではありますが、まず想定される第1期と

というのが2022年、令和4年度ということでもあります。もう目の前に迫ってきているわけです。この間の進捗を見てみますと、主にいろいろな内部的な資料であるとか、データの蓄積というものが主な到達点だったのかなと思うんですが、今後はそれぞれの地域であったり、それから更新時期を迎えるような公共施設についてどうしていくのかというときには、やはり地域住民の方々との情報交換とか情報共有、意見をいただくなどの市民参加というのが重要になってくるのではないかなと思います。その第1期に向けた更新がいよいよ始まっていくと。同時に、鳥飼地域では河川防災ステーションという計画が今後2年間、すごいタイトなスケジュールの中でやられていって、河川防災ステーションには公共施設等も上物として建てられるような想定もされておりますので、その辺の関連性も含めて、どういうふうに考えていかれるのか、やっていかれるのか、お聞きしておきたいと思います。

市立集会所についてですが、これもFMの中にもあって、池上参事からもお話がありましたように、かなり古い建物があって、50か所のうち42か所は耐用年数を超えているということで、FMの統合再編の対象にもなっていくのではないかなと思うわけですが、しかし、集会所というのは、私は摂津市の住民自治を図っていく、もしくは地域社会を醸成していくという上では、非常に優れた社会資本だと思っています。この50か所ある集会所を活用して、どのように地方自治、地域福祉などを充実させていくのかというのが問われているのではないかなと思います。FMの中で、こういった観点も含めた上でのFM計画になっていくのかどうなのか、それから

市立集会所、かなり老朽化が進んでいるし、災害でも大分損傷が激しくて、修繕も行われているということではありますが、利用頻度が低くて、古くて、いろいろガタがきているというようなところはもう古いので潰してしまえということではなくて、しっかり地域の中でどのような役割を果たしているのかというような観点からの議論も必要ではないかなと思います。市立集会所に対する市としての認識はどのようなものなのか、FM計画の中で、そういった市立集会所を活用したまちづくりという観点からの議論というのがなされているのかどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、市営住宅についてです。平均年齢をお聞きしました、さきの第3回定例会での一般質問でも少しお伺いをいたしました。市営住宅にお住まいの方々の年齢が上がってきていると。そして、共用部分での維持管理のために入居者の負担がふえている、もしくは清掃を自治会を通してやることに参加できなくなっているというような問題が今大きくなってきているかと思っています。

一津屋の第2団地は比較的、平均年齢は低いんですけども、他のところはやはり50歳以上となっています。今後5年、10年たっていけば、ますます市営住宅の共用部分の維持管理をしていく上での担い手という点で言うと、厳しくなってくる。厳しくなってくるけども、そこは入居者負担で、共益費とは別に自治組織としてやってくれということが入居者の中での様々なあつれきであったり、分断が生まれてしまえば、公営住宅、共同住宅として維持管理していく、また良好な生活空間としても非常に厳しい状況を生み出してしまいかね

ないと危惧しているわけで、高齢化などに配慮した維持管理について、私は考えていく必要があるんじゃないかと思っています。共益費と、それから別個、入居者の方が自治会などを通して集めて、自分たちの体を使って、労力で整備をしているようなその辺のバランスについて、あえてちょっとお聞きしておきたいと思います。

鳥飼野々の外国人技能実習センター寄宿舎の建設計画です。開発協議基準であったり、都市計画法上の問題であったり、ルールであったり、法的に言えば、なかなかこの建設を止めるというようなことは難しいということでありました。しかし、1年間、どうしてここまで問題がこじれてしまったのかという点は、今後、市内の開発を進めていく上でも、やはり教訓にしていく必要があるのではないかなと思っています。今回は異例の、市長自らが両者に面談をして、1年の間、話し合いをしてくれということで、もちろん建築課の皆さんもそうですけども、汗をかかれたことについては敬意を表します。しかし、毎回、こういうことは難しい。やはり開発をする側が、やっぱり地域住民の方々に受け入れてもらえるような努力であったり配慮というのが非常に重要になってくるのではないかなと思います。とりわけ今、摂津市域の中でも空き家がふえていたり、工場がなくなっていたりする中で、新しい、今まで経験したことのないような施設が開発される可能性というのはどんどんふえてくると思います。そういったときに、建設後にも地域の皆さんと地域で共生できるような条件をつくっていくということも、法令上では定められていないのかもしれませんが、やはり摂津市としての責任、役割であると思います。その点、もう一度、

そのお考えについてだけお聞きしておきたいなと思います。

大阪北部地震の対策についてです。小規模の被災住宅の修繕支援金、ブロック塀の撤去補助金などについて、ご報告、ご説明をいただきました。この制度につきましては、昨年度、令和元年度にアンケートも取っておられます。罹災証明を取得された方からアンケートを取っておられまして、1,245件のうち508件回収できたということですが、ちょっと注目するのは、修繕が必要だと答えた方が約90%弱いたんですが、そのうちの約4割はその時点で工事が完了していないと答えておられます。迷っているという方も3割近くいらっしゃって、その迷っている理由として、資金がないという方がその中の28.6%ということで、改修するための支援の制度も見直しが必要ではないかなというの是一件感じています。もちろん、災害救助法で一部損壊以下は何も出ない中、最近少し変わってきたというの聞いておりますけども、例えばこの制度では30万円以下だったら対象にならないと言っていますけど、30万円以内の修繕もたくさんあったと聞いておりますので、そういった制度も見直しが必要ではないかなと思います。

それから、もう1点は制度の周知について、制度を知らなかったという方が3割、33%もいらっしゃったということです。このアンケートというのは今後もしっかり生かしていく必要があると思います。今後、あってほしくはありませんけれども、自然災害を受けた際の摂津市としてできる住民の皆さんの生活再建のために修繕はどうだったのか、それから周知はどうだったのかというのはしっかり検証されていると思いますけども、検証の内容につい

て、今後どのように生かすのかお聞きしたいと思います。

農業水路、排水路についてです。これも今年、一般質問で取り上げたんですけども、かんがい池に大雨が降ったときに、土地の低い地域では浸水の恐れがあるということでの管理方法等をお聞きして、農業関係者や下水との協調等をしっかりやっていただくということでご答弁をいただいているわけです。同時に、水路というのは私たちの生活道路の横に毎日に流れたり、滞留したりしておりますので、住宅環境への影響というのは非常に大きいものがありますね。そういったしゅんせつの頻度であるとか、それからしゅんせつの方法等はどうなのか。また、水質については、昨日も私、一津屋地域の水路を見てみると、非常に油が浮いているんですね。それから、矢板が鉄板なんですけども、さびて、そのさびから出てくるもので濁っているというようなケースがあります。それが臭いであったり、もしくは有毒な物質であったりする可能性もあるし、これが農業に活用されていくのであれば、その影響も心配されるわけで、水みどり課の所管でないのかもしれないかもしれませんが、そういった水質管理やしゅんせつの問題についてもう一度、お考え等、どのように進めていかれようとしているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、公園のトイレであります、ぜひ進めていただきたい。内壁等のレイアウトとか照明のLED化などを進めていただくのは本当に有意義なことだと思いますので、できるだけ早く市内の都市公園が快適に利用できるようお願いしたいと思います。やっぱりトイレがきれいだと、ここは大事にされている、まちを大事にしているなという印象を持ちますよね。ぜひ

それはお願いしておきたいと思います。

遊具のことにつきましても、まちづくりを進めていく上で、まちの中で、公園の役割は非常に重要だと思います。その公園にどんなものがあるかということだけで、遊具の名前が公園の愛称になっていったり自然とできてくるということや、公園の多い地域でほったらかしにしないで、より魅力的な遊具を造っていくということが重要だと思いますので、そちらのほうも計画的にやっていっていただきたいなと思います。

自転車活用についてです。やはり私たちが一番よくお聞きするのは、運転免許証を返納した、自転車に乗るようになった。今回はリサイクルの自転車を免許証返納者の方にお配りをするという事業もやっていらっしゃいますが、安全に走れるところを確保してほしいということなんです。活用計画の中にも、道路の修繕について、短期整備路線6.2キロ、中期整備路線5.2キロ、長期整備路線12.2キロと、10か年ほどで道路の安全、自転車での安全についてのことが計画されております。当面、短期で進めていく道路整備については、現状、どういうふうに進めていく計画をされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それでは、セッピー号についてです。延伸については、路線バスとの競合の問題もあってなかなか困難だということも以前からお聞かせいただいております。競合が難しい中で、路線バスと協働して、地域の公共施設にいく市民の利便性をより図っていただくような協議をぜひやっていただけないかなと思います。鳥飼地域で、温水プールを利用されている高齢の方がいらっしゃいます。バス停まで歩いていっ

て、セッピー号に乗って、ぐるっと一津屋を回って、市役所まで来て、そこから歩いて温水プールまで向かっておられるそうです。その方にとってみると、プールに行くというのは自分の健康づくり、生活のリズムをつくるという非常に重要な取り組みなんですね。生活の一部なんですね。ところが、だんだん高齢化してきた中で、雨が降ったときにはもう行かんとことなっちゃうそうなんですね。やはりより近くのところまでバスが通っていれば、雨が降っていても行けるということでもあります。公共施設の利用状況も含めて、鳥飼まちづくりグランドデザインの中で人口をどう維持していくのか、ふやしていくのかという観点も含めて、ご検討いただきたいなと要望しておきたいと思います。

それで、1点、バスをふやしてほしいのもそうなんですけど、バス停の環境についても、これも以前から一般質問で何度か取り上げてきた問題ではあるんですけども、バス停まで歩いてきて、荷物を持っている中で、やはりベンチであるとか屋根というのが必要だ、欲しいという声を本当にたくさんお聞きします。もちろんバス停のある場所、物理的に非常に安全性の問題から難しい面はあるかと思いますが、バス停の環境整備という点も、市民の利便性の確保や公共交通の充実の一つだと思いますので、その点、令和元年度を含めて、最近のバス停等の環境整備等がありましたら、ご報告いただくとともに、今後の予定をお聞かせいただきたいと思います。

未就学の部分については、これは要望しておりますので。

都市計画道路安全対策についても、一定数か所では、当初予定した部分についてはめどがついてきたということでもあります

が、危険箇所というのは大阪高槻線だけでなく、正雀一津屋線でも構造上の問題からたくさん残されております。都市計画道路が廃止されたからといって、安全対策はしっかりやらなきゃいけないということでもあります。大阪府にお願いするとともに、摂津市で何かできないのかということも含めて、ぜひ引き続き検討していただきたいと思いますということで、これも要望で、ご答弁は結構です。

消防については、10名ふやして救急について千里丘地域での時間が短縮されたということでもあります。同時に、消防力の整備指針の観点から、摂津市の消防の体制はどうなのかということをお聞きしておきたいなと思います。現有の消防力と整備指針との関係についてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 暫時休憩いたします。

(午後0時12分 休憩)

(午後1時14分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

少しお願いしておきますが、答弁のほう少し長いかなという感じを受けますので、いろいろお気持ちは分かりますけども、少し簡潔にということで、よろしく願いしておきます。

もう1点、償還金のほうで還付金、第三者委員会のことが出ましたけども、所管が違いますので、それを受け止めていただいて、答弁をお願いしたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

質問番号2番、法人税割の税制改正の影響で税率が下がるということによる影響

について、どう見ているかということのご質問であったと思います。こちらに関しましては、令和2年度からその影響が出ると考えておりました、基準としては、令和元年度の当初予算と比べまして約2億9,000万円の減収と考えております。また、その次、令和3年度の影響が令和元年度の当初予算と比べて約5億8,000万円減収と見込まれるものと考えております。

続きまして、質問番号4番、約1,500万円の誤還付との関係、またミスの原因ということについてのお問いでございました。こちらに関しましては、令和元年10月に約1,500万円多く還付していたということが判明いたしました、実際に還付を行っていたのは平成30年度に還付を行っておりましたので、決算としては平成30年度の決算の中に還付金として含まれております。

このミスの原因ということでございますが、もともと平成30年度の当初課税事務作業の中で、株式等譲渡所得割額控除額のシステムへの入力時に誤って一桁多い額を入力したことによるものでございました。もちろん入力後に点検チェック作業を行うということになっておりましたが、その段階で誤りを発見することができなかった、チェックが十分でなかったということにより生じたものであると考えております。これが判明した後につきましては、チェックにつきましては当然、入力後の時点で十分なチェックを行うということももちろんでございますが、その前には行っておりませんでした、金額が一定額以上の大きい額につきましてはピックアップをして、出力したリストと元の資料をもう一回見るというようなチェック作業を重ねて行いました。また、還付をする際の通

知書の作成時、その時点でまた元の資料との照合、チェックを行いまして、再発防止の取り組みを行ったところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 船寺課長。

○船寺納税課長 新型コロナウイルス感染症の状況下における納税の環境についてお答え申し上げます。

新型コロナ対策におけます徴収猶予の特例制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業に係る相当の減少があった方につきましては、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができるというものでございまして、この間の担保の提供や延滞金もかかりません。対象となる市税は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する全ての市税が対象となります。この適用に当たりましては、納税課といたしましては、相談者のご様子等をよくお聞きして、柔軟に適用するような形で事務を進めております。

ちなみに、この10月までの徴収猶予の申請件数につきましては414件でございます。10月末の徴収猶予の累計額につきましては4億3,351万円となっております。内訳で言いますと、個人市民税が1,954万8,000円、法人の市民税につきましては2億3,291万8,000円、固定資産税・都市計画税につきましては1億8,079万3,000円、軽自動車については25万1,000円となります。

納税相談につきましては、過年度分についても新型コロナウイルス感染症の影響におきまして支払うことが困難だという相談も受けております。先ほど申し上げましたように、対象となるのが今年令和2年

2月1日から令和3年2月1日ですが、以前の分については対象にはなりません、納税課におきましては相談者の状況よくお聞きしまして、分割の相談でありましたり、分割の組み直し等のご相談に応じまして、できるだけ払っていただけるようにしております。

今後の新型コロナウイルス感染症等におけます環境につきましては、現在も感染者がふえる一方でございますし、今後ますます厳しくなるというふうには思っております。納税課といたしましては、相談者に対しまして親切に聞き取りを行いながら、現在も慎重に対応しておりますし、今後もそのようにしていきたいと思っております。

納税課といたしましては、やはり税の公平性という観点もございますので、その辺も念頭に置きながら、よりきめ細かな相談に応じながら、慎重にこの業務を進めていきたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、個人市民税の減免のところに関しまして、市民税課のほうからご答弁申し上げます。

まず、コロナ禍など特別の事情で、失業または廃業等で支払いが難しい方につきましては、条例で減免することができるという規定がございます。収入が前年に対して変わった状況で、苦しいという状況の方ということであれば、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者ということで、条例の中で対象の者ということで上がっておりますが、減免自体は徴収猶予や納期の延長によっても、到底納税が困難であると認められる場合に減免ということがございます。客観的に見て、

担税力が薄弱もしくは喪失されているといったことになっておられる方が対象という判断をしておりますので、個別の判断ということになるかと思っております。

現状では、令和2年度10月末現在では、そういう個別判断をさせていただいた中で、適用された方につきましては2件という状況でございます。

個人市民税に関しては以上でございます。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 固定資産税に係る市税の減免状況についてお答えをさせていただきます。

固定資産税・都市計画税に関しましては、資産を持っていることに対する賦課、資産税的な意味合いがございますので、無条件に減免をするというわけにはいきません。ただし、市税条例の中でも特別の事情がある方ということで、低所得者の方に対して減免のほうを実施させていただいております。令和元年度におきましては、9件の減免を実施させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 臨時財政対策債を令和元年度に発行しなかった件につきましてご答弁させていただきます。

臨時財政対策債を実際に発行するかどうかに関しましては、その時々状況に合わせて発行の有無を判断しております。発行の有無を判断する時期につきましては、借入先となります近畿財務局への申込み期限の関係上、比較的早い時期に行う必要がございます。判断を行いました時点で、新型コロナウイルス感染症は発生してはありましたが、その時点において経済に与

える影響を十分に把握することは困難でありました。もちろん、その時点での新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて検討を行っておりますけれども、最終的には発行は見送ったものでございます。

次に、財政調整基金の活用の考え方についてでございますけれども、財政調整基金の活用方法といたしましては、財政調整基金条例により処分の規定がございます。規定では、基金の全部または一部を処分することができるのは地方債の繰上償還、非常災害その他重大な事件においてこの処理に必要な経費に充てるとき、基金の管理に要する経費、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を補填するための財源に充てるときとなっております。このことから、災害時でありますとか、あと、今回のように新型コロナウイルス感染症対策を初めとする突発的な財政需要が必要となったときなどに活用をするものと考えております。経済状況なども考慮しながら、適切に活用することが必要と考えておりますとともに、一方においては、開発等の将来的な施策もしっかりと見据えておくことが必要と考えております。すぐに実施する必要のある施策とともに、将来を見据えた基金の活用を行う必要があると考えております。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 それでは、質問番号10番、防犯カメラのデータの利用に関してでございます。

まず、ご質問、市でしっかりデータ管理、しているのかということでございますが、データの提供先は警察の犯罪捜査でございます。しっかりと警察の照会文書を我々が頂戴いたしまして、内部決済を取った後、適性にデータを提供しております。また、

そのデータなんですけれども、警察がどのように犯罪捜査に活用したか、結果がどうであったか、このあたりはもう警察の捜査になりますので、我々は一切聞かせていただくことはできない状況でございます。

続きまして、質問番号12番、地域版の防災ハザードマップ、これを作った後、どう活用するのか、自治会の支援が必要ではというお問い合わせなんですけれども、一昨年なんですけれども、香露・香和自治会のほうで防災マップ作り、そのマップを作ったのを活用いたしまして、その自治会の中で災害弱者の方を高いところへ実際に逃げていただくという訓練を冬場にされまして、NHKでも放映されたところでございます。

我々といたしましては、防災マップを作った終わりというのは絶対まずい話なので、何らかのフォローを考えておるところでございます。特にまかせて会員、おねがい会員につきましては、ちょうど今月12日に、各自治会に照会文書を送っておるところでございます。その後、まかせて会員、おねがい会員がしっかり毎年更新されているのか、今どういう状況にあるのかというのをまずは調査させていただいて、これはあくまでもまかせて会員、おねがい会員、自治会オリジナルの活動でございますが、何らかの支援ができないかというところをまずは探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、FM推進に関してですけれども、今後の第1期に向けた取り組みと河川防

災ステーションということでございますけれども、今、公共施設等管理計画の改訂版、また用途ごとの個別施設計画というのを策定しておる最中でございます、その中で、今までの保全の観点と申しますか、法定耐用年数が過ぎた建物、それとあと過去の修繕履歴から建築物の健全度評価をいたしまして、まず初めに長寿命の課題を検討していかなければならない施設を抽出しておるところでございます。それも地域の拠点となる施設、200平米以上と我々は考えておりますけれども、200平米以上で、まずは再編等の検討をしていく施設をリストアップしております。リストアップした施設について、今後どのような再編の方法を適用するのかというか、長寿命化、集約化、複合化等々、どうしていくのかという検討をしていくこととなります。その中で、その建物と、あと周辺の建物も含めて考えていくということになりますので、周辺の建物、また後で出てきますけれども、集会所とか、そういったものも含めて検討するというので、これから進めてまいりたいと考えております。

それと、河川防災ステーション等々ですけれども、公共施設等総合管理計画そのものにつきましては、基本的には既存の公共施設の老朽化等に対する再編等を計画的に対応していくというものでございまして、新しいものにつきましては、それに対してどうのこうのというところではないんですが、これから河川防災ステーションや鳥飼まちづくりグランドデザインなど、いろんな形で検討が進んでいくわけですけれども、その中で、公共施設の再配置も大きな課題となってまいりますことから、FM推進担当と申しましても、公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設を最大限

活用できるよう関わっていきたいと考えております。

続きまして、集会所の件でございますけれども、集会所につきましては、やはり摂津市という市域に現在50か所あるということは、摂津市の特徴でもあるかなと思っております。また、その集会所を活用して、今まで地域の活動等々が活発にされてきたということも承知しております。ただ、先ほども言いましたように、ほとんどの施設が老朽化してきた中で、これを全て新築というか、建て直しする、更新するということは、これからのことを考えますとなかなか財政的にも難しいということで、今後の整備計画というか、整備をどうしていくかというのを、FMを通じて考えていくということになります。ただ、集会所に関しましては、先ほど言いましたように、その施設単体で考えるのか、また、周辺の核となる、拠点となる施設に合わせて、その機能を集約していくのか、複合していくのかというようなことも含めて検討を今後していくということになりますので、集会所に関しましては周りの状況などを見ながら、一体的に検討というか、再編の検討をしていきたいと考えております。また、その中で、やはり利用率でありますとか、使用目的、そういったものも踏まえながら考えていくということになります。

それと、先ほどのFMの質問とも関連するんですけれども、やはり地域での公共施設の再編というのを考えるに当たりましては、ある程度こちらのほうでどうしていくのかという方向性は考えていかなければならないんですけれども、当然、その施設の利用者でありますとか、住民の意見というものもやはり聞いていかなければならないと考えております。

続きまして、市営住宅の件でございますけれども、入居者の負担、高齢化によって入居者の負担がふえてきているということなんですけれども、入居者負担というか、入居者でやっていただくもの、負担していただくもの、今共益費とか共益費以外で集めてるところ、負担していただいているところでございますけれども、やはりそれはお住まいの方に負担いただくものであると考えておまして、それに対して市営住宅だから全てを市でということには、これはならないと考えております。

今後、高齢化によって住宅内の共同の清掃とかそういったものできないと。できなければどういった形でそれを維持していくのか、住宅環境等々を維持していくのかというのは、やはりそこにお住まいの住人で考えていただいて、負担すべきは負担していただくということにもなろうかと思っておりますので、その点につきましては、お住まいの方、自治会でありますとか、住民での協議に委ねたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、16番目の2回目のご質問にお答えいたします。

開発指導の今後の課題ということで、どう考えてるかというお問い合わせでございました。

本市の開発指導におきましては、市開発協議基準並びに都市計画法という法がございますので、その趣旨、目的に合致した基準がございますので、それに基づいた指導は今後とも継続してまいります。

また、周辺住民への説明を求める内容の開発行為につきましては、開発者に対して、周辺住民への丁寧な説明を求めるなど、関係課と協力し、開発指導に当たって

まいりたいと考えております。

続きまして、17番目の2回目のお問い合わせでございます。

委員がご質問のとおり、令和元年9月ですかね、罹災証明発行の被災者に向けまして、市長の肝煎りで当時の防災管財課のほうでアンケートを実施されたことは承知いたしております。市民目線による多くの課題があり、次の災害に備え、市民を守る手だてを考えていかれる材料であるとお聞きいたしております。

この被災住宅修繕支援金という内容で前回、最初はいただいておりますが、昨年9月には千葉県の方で台風15号等の被災によりまして、一部損壊の住宅についても、国が特例で支援するようなこともございましたので、大阪府や高槻市、茨木市、それから本市も含めて全国でひとしく公平となるような制度で強く要望されたとお聞きいたしておりますので、今後また防災担当所管のほうで、また見直しをされていくかと思われま。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、18番目の2回目のご質問、水路のしゅんせつ作業と水質の管理についてお答えいたします。お答えいたします。

まず、水路のしゅんせつ作業は、水路の通水を阻害する土砂や臭いのもととなる汚泥などを撤去処分することで、通水機能を確保する作業でございます。

しゅんせつの方法といたしましては、市と業者で単価契約を締結し、大雨などのシーズン前に年間を通して土砂や汚泥などが堆積しやすい水路を事前にしゅんせつし、また、緊急性あるいは市民からの要望を受けた水路に関しましてしゅんせつを

行っております。

さらに、営農されている地元の水利関係者、こちらでつくられている地元団体、実行組合でしゅんせつを行っていただいております。この地元団体の作業頻度といたしましては、田植が始まるかんがい期の前と、稲刈りが終わる非かんがい期に入る前の2回が主になっております。

続きまして、水質の管理でございますが、水路に水質に変状が見られた、あるいはそれにつきましてパトロール等で発見、市民からの通報、これを受けた際には、この情報について水質を所管しております環境政策課にその報告をいたしまして、環境政策課のほうで対応をいただいている状況でございます。

以上です。

○野口博委員長 永田課長。

○永田建設部参事 それでは、安藤委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、計画の進め方につきましてでございますが、整備対象路線として市道の幹線、準幹線など、交通量の多い路線、また、通学・通勤時間帯に自転車利用者の増加が想定される路線、それとその他自転車通行空間の連続性を確保するため必要な路線を対象路線として選定し、大阪府が実施する整備路線を考慮に入れ、面的な整備を目指してまいりたいと考えてます。

大阪府では、大阪高槻線のハナミズキ通りからハナミズキ通りとの交差点から仁和寺大橋付近まで整備を予定していることから、府道につなぐ本市管理道路において整備を進めていく予定をしております。整備エリアとしては鳥飼地域を中心に短期約6.2キロ、中期約5.2キロ、長期として約12.2キロとしまして10か年

計画を予定しております。

また、整備形態につきましては安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに示されている車道混在型である矢羽根型路面標示や、自転車のピクトグラムを基本として整備を進めていく予定としております。

続きまして、21番目のバス停の環境についてのご質問にお答えいたします。

市内の路線バスにおけるバス停でのベンチや上屋設置につきましては、バス事業者にとりましてもバス停の数が相当多いということから、設置は困難であるというような見解をいただいております。

ただ、本市が整備している駅前広場の整備等に合わせまして、バス停の停車場所にバス停や上屋は設けております。また、今年度ですが、本年の7月には文化ホール前のバス停に、上屋の寄附を受け付けた際には、歩道での設置となることから、歩道での有効幅員を確保した設置位置の協議や、隣接する公共用施設の所管課への事前協議などのほか、設置に伴う建築確認申請等の手続に必要な資料の提供など、本市も積極的に支援したところでございます。

公共施設巡回バスにつきましては、本市が委託しているということでありまして、基本的には公共施設内に待機場所を考えております。しかし、公共用地内にバス停の設置を設けることが可能な場所がある場合については施設管理の所管課と協議し、設置するように取り組んでおります。その例としまして、新鳥飼公民館や、味生公民館の敷地内を利用したベンチ設置をさせていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 橋本次長。

○橋本消防本部次長 それでは、現有の消

防力と消防力整備指針との関係についてお答えします。

この消防力の整備指針の充足率についてですが、全国的にも施設、人員の充足率が100%を満たしているところはございません。大規模消防本部においても約90%の充足率となっております。

本市の充足率は平成30年では50%でございました。消防職員の条例定数改正後は60%でございます。小規模の消防本部になるほど低くなっているのが現状であります。

一方、本市の施設の充足率、これは83%であり、また、消防団員の充足率は92%であり、他市と比べましても、決して低い充足率ではございません。しかしながら、大規模災害が発生したときにおきましては、本市の消防力だけでは十分でないということは認識しております。

消防はその施設、人員を活用しまして、災害による被害の軽減を図ることを目的、任務としております。消防職員一人一人をしっかりと教育、訓練し、また、外部機関への派遣等を行い、個人の質を高め、レベルアップを図り、少ない職員配置でも災害に対応できる体制強化に努め、また、大阪府、市防災部局、消防団、自主防災組織等と連携し、近隣消防本部とも消防の広域連携を図りながら、災害に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、3回目の質問に入ります。

法人市民税の税率の引下げの影響が令和元年には出てないけども、令和2年度、令和3年度へと影響が出てくるということでございます。税率の影響と、さらには

新型コロナウイルス感染症などによる経済での影響という点でいえば、ちょっと二重の減収要因という今から予想をされているような状況であります。固定資産税についても評価替え等で、一定減収も予想されるということでもありますので、市税の減収を、じゃあ減収だから仕方がないんだっていうことではなくて、やはり財政を活用していくっていうことが、本当に求められていくのかなと。市民サービスを縮小したり、もしくは新型コロナウイルス感染症などによって行政需要がふえる、特別なそういう需要がふえるような状況の下で市税収入が落ちているからといって、いや、何もできませんっていうことにならないっていうのは、やっぱ同じ思いでいらっしやると思います。そういう点からいっても、先ほどもありましたけども、臨時財政対策債を活用したり、それから財政調整基金を取り崩して活用していくっていうことが、積極的に行っていくっていうことが今本当に重要だと思っております。

通常の場合、いつも意見の違い等があったりする場合もありますけども、今本当に非常時を迎えているというような状況の下で財政調整基金、自然災害であったり、突然の緊急的な財政出動が必要とされるというような時期の取り崩しっていうのは、まさに今、財政調整基金を活用すべきときだと思います。今後の開発等の計画も後に控えているという点で考えれば、慎重の上にも慎重を重ねてというようなこともあるのかもしれませんが、今日の前に起きている問題、それから、それで困っているような市民の状況、中小業者に対する支援ですね、という点では、ちゅうちょなく臨時財政対策債を発行し、そして、財政調整基金等を活用していただきたいと思いま

すけども、その点、もう一度ご見解をお聞きしておきたいと思います。

それから、償還金1,500万円の過還付の件につきましては、これまでも協議会等で報告もしてらっしゃるかと思いますが。第三者委員会等で協議もされているということです。また、そちらのほうでの議論でまたお聞きしていきたいと思えます。ミスっていうのは人間がやることですので、絶対に起こさないっていうことはあり得ない。当然ミスが起きることを前提としたチェック体制っていうのはつくっていくっていうことは非常に重要ではあります。同時に、そのチェックをする上でも人がきちんと足りているのかどうなのか。繁忙期であったりした場合、そういったところに手が取らなきゃいけないんだけど、取れないというようなケースがありはしないかなどといった観点から、やっぱりきちんとした検証というのにも必要ではないかなと思います。第三者委員会の関係は、人事課と議論させていただきたいと思えます。

ご答弁は結構でございます。

次に、納税の支払い猶予であったり、それから分割納付の相談の件でございますが、やはり市民の皆さんが納めていただくという点で、いろんな困難な中で頑張っただけ、そういう気持ちになるような相談体制を今後も続けていただきたいなと思います。私、最近、市民の方から、本当に収入が減ってしまったとか、急に病気になって支払いがしんどいというような方が、市役所の窓口へ1回相談に行ってみてくださいって声をかけてるんですよ。そうすると、すごく親切に対応してもらったってね、すごく喜んでおられる方、最近ふえてきています。とりわけ、税と保

険料は性格も違いますけども、国民健康保険のほうの窓口でも減免の申請書がきちんと準備してあったり、国保料の滞納だけでなく、生活面でのしんどさっていうのを予想して、市役所の中でつなぐっていうような取り組みをしてらっしゃいますが、納税っていうのはもう本当、基本中の基本でありますし、市民の方が税を納められてないっていうことに非常に引け目と、それから来たときの支払いへの圧力っていうのを感じておられるのは仕方がないかもしれないんだけど、そういう方々が相談することで、ちょっと展望が見えるなというような対応をぜひ今後とも、さらに充実をお願いしていきたいと思えます。

それから、減免についてです。市税条例の第48条に減免の規定がちゃんと明記されております。これまでやはり税っていう性格上、税の公平性というお話もありましたけども、担税力等々の観点から、減免という制度がなかなか活用されにくい状況があったのではないかと感じております。今回、コロナ禍という本当に深刻な状況の下で、一定減免制度に足を踏み出して行っているという点については非常に評価できることではないかなと思っております。

ご答弁いただいたように、しっかり話を聞いていただいて、減免制度も積極的に活用できるような状況、また、その運用するための規定を整備していただいて、窓口でもこういった規定があるということを紹介していただけるようにしてもらえたらと思います。これも答弁は結構です。また、別の機会に議論させていただきます。

交付税に対する、先ほどの税と関わって、ちょっとその考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

前回、令和元年度については、近畿財務局への届出等をする上で、時期的なタイミングもあったりして、発行はされなかったということではありますが、今後、令和2年度に交付税団体になると理解をしておるんですけども、臨時財政対策債ですね、積極的に発行していただいて、新型コロナウイルス感染症への対策などに活用していただきたいと思います。答弁をお願いします。

基金と交付税については同じですね。きちんと基金を活用する、交付税を活用する、臨時財政対策債を発行して活用するという点でのお考えをちょっとまとめてお聞かせください。

それから、防災対策、防災マップについてです。ぜひ、それぞれの自治会も非常に組織率の問題など、それぞれの自治会が抱えている困難っていうのは年々大きくなって、地域の中での問題、矛盾っていうのも広がっています。ただ、地域の助け合いであるとか、地域のつながりっていうのは、やっぱり災害時にいかに発揮するかということであって、通常時で、いざというときにまかせて会員、おねがい会員というものがあって、いざということにお互いに声かけし合おうねっていうところから、また、地域のつながりっていうのは広がっていくんだと思いますので、課長がおっしゃったように、防災マップ作りが終わったらそれまでではなく、地域の方々の地域防災を高めるために、いろいろと援助の手を差し伸べていただきたいということは要望としておきたいと思います。

それから、FMについてであります。集会所もそうなんですけれども、今後の再編整備をやっていく上でも、やっぱり地域の方の声っていうのは非常に重要だと思

ます。とりわけ集会所というのは市内に50か所もあって、それなりに地域で活用されてきた歴史があります。メモリアルホールができる前はお葬式を地域の皆さんで集会所を活用して利用してきたりしていました。今では、リハサロンであるとか、地域の老人クラブの皆さんのふれあいの場としても活用されていますし、体操教室等も集会所、使っていない集会所を使って地域の方々と触れ合ったり、つながりを強めたりするという点で、集会所というのは本当に老朽化も進んでいるし、古い建物が多くなっているし、利用頻度も少ないところもあるかもしれませんが、摂津市が進むべきまちづくりの観点からいっても、この社会資本を活用しない手はないと思います。そういった考え方を基に、FMをやる際は、どうしても財政的な、もしくは効率的なところでの検討というのがありますでしょうから、それだけではなく、市立集会所について、市としてしっかりしたものを持った形で、どうやって活用していくのかっていう観点から、FMの議論をしていただきたいと思います。その点、もう一度そのお考えについて、集会所の再編整備について、現段階でのお考えがありましたら、お答えいただけたらと思います。

それから、市営住宅であります。参事がおっしゃられたように、共同住宅ですから、共有部分で住民の皆さんが住民の自治で管理をしていくっていうのは、やはりそのとおりだと思います。一方で、共有部分っていうのは、いわゆる共同住宅でない自治会の中では、共有で公園、地域の中の公園の掃除であるとか、道路の溝の掃除とか、自治会においてみんなで助け合いながらやっている。ただ、最近は高齢化のためにそれができにくくなってきて、もうでき

ないということで市のほうに返上するようになっていくというお話が先日の議論でもありました。やっぱり、市の財産である、それからみんなの共有の部分である道路や公園、自治会の皆さんでやっていただいていた分ができなくなったときに、じゃあ、摂津市が何とかできる方法で一緒に考えて支援をするというようなお話があったかと思うんですね。公営住宅はいろいろな方が住んでおられる中で、やっぱり何かしら応援ができるような、支援ができるような、例えば年に1度の草刈り、これ、本当に大変な作業ですけども、草刈りについてはもうちょっと行政のほうの支援をする、シルバー人材センターと提携を結んでこういったやり方があるよというような提案をするってというようなことを考えていただきたいと思います。住宅マスタープラン等でも、公営住宅の役割は、しっかり明記されております。そこに住まいは人権とも言われてますけども、住んだことによってお互いの人権を損ない合うような空間をつくってはならないという観点から、ぜひ前向きにお考えいただきたいと。これもまた、今後、私のほうもいろいろと研究していきたいと思いますので、また、よろしくお願ひします。これも要望しておきます。

鳥飼野々の問題です。摂津市の開発協議基準であるとか、都市計画法の問題でいったら、書面上では全て何でもやれてしまう、整っていればやれてしまうわけですけども、今回の案件というのは、やっぱり住民の皆さんの思いと開発業者とで最初から擦れ違ったところに大きな問題があったんではないかなとも思っています。その中で、調整役に市長が入っていたと、通常であれば、行政側が開発業者と市民の間に入っていきっていくということは、今まで私はあま

り経験してないんですね。それだけ、やっぱり大事な問題だという認識の下でやってこられたかと思うんですね。とりわけ新しい仕事、開発であれば、住んでおられる方は環境も変わってしまうという不安もありますし、どんな仕事をされるのか分からないということからも、開発業者の方々には、もちろん書面上で整えてもらうのが一番なんだけども、どんな仕事をしているのか、安心感を持ってもらえるような丁寧な説明をきちんとやらないと大変ですよと。そのことをきちんと指導っていうんでしょうか、助言っていうんでしょうかね、やっていただくと。場合によっては、行政も今回をいい例でございますので、しっかりと業務側の立場に立って、間に入っていきっていくということも、勇気を持って入っていただきたいなと思います。これも今後のいろいろな課題だと思いますけども、お願ひしときたいと思います。要望とします。

アンケートですね、被災住宅修繕支援金等なのですが、北部地震の後の対策事業についてでございます。

そしたら、先ほどもアンケート、少し紹介をさせていただいたんですが、せっかくつくられた制度が、知らずに使えなかった方、それから、知っていたけど、要件に合わなかった方というのが非常に具体的に課題というのが見えているかと思います。

それから、大阪府の貸付けの制度についても知らなかった方が60%を越していました。これは今後の災害が起きた後の支援であつたり、避難所の情報であつたり、いろんな情報を共有していく上では、大変参考になるものだと思います。ぜひ周知をしていただく方法を図っていただきたい。それから、制度についても千葉県で一部損

壊に対して一定の補助が出たというようなご紹介をいただきましたけども、国への働きかけも強化していただきたい。もともと災害での個人資産に対する支援ってありますか、援助というのは、阪神大震災の前にはほとんどなかったと聞いています。その後、阪神大震災で大変な被害の中で、住民運動と議員立法によって、今では非常に不十分ですけども、国に働きかけたことによって、個人への災害に対する支援金の制度というのをつくられてきて、その後、鳥取県であったり、東日本大震災であったり、次々と起こる自然災害のたびに、支援の制度というのはちょっとずつですけども、前進してきておりますので、そういった一番市民の身近な声を聞いている摂津市においても、不十分な点っていうのは目に見えてきてるわけですので、国のほうに働きかけをすると。同時に足りない部分については今回のアンケート結果も含めて、またいろいろ総括をしていく中で高めていっていただきたいと思います。これは特に防災危機管理課のほうで、いろいろ議論していただくべきものだと思いますので、もし、今お考えがありましたら、答弁をお願いしたいと思います。

あと、水路については、大事な、これも社会資本としてきちんと管理していただきたいと思います。今後は農業関係者も少なくなっていく中で、農業用水路がどちらかというと、雨水管理の施設のほうに比重が置かれていくのではないかなと思います。今後の水路管理の方向性等についてちょっとありましたら、また、管理の四方等ありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

自転車活用推進計画です。今もお示しいただきましたように、点ではなくて、線で

はなく、面で道路の整備をされていくということで計画がされているということです。今後数年間、3年ほどの間に実施していく中期の計画があると思います。矢羽根型路面標示の自転車走行レーンを造ったりとかっていうことあると思うんですけど、道路事情であったり、歩道の事情っていうのは、いろいろ困難な点もありますが、安心して自転車に乗って移動できるようなものにしていただけるように、より具体的な整備計画等をお示ししていただいて、一步一步進めていっていただきたいと思います。これもお願いとしておきます。

バスについても、これも要望としときますが、公共交通の充実っていうのは、これはもう鳥飼地域だけでなく、摂津市域全体でやっぱり摂津市行政に求められている大きな課題だと思います。路線バスの事業者も含めて、地域住民の移動する権利っていうんでしょうかね、安全に移動することができれば、交通弱者と言われている高齢者や障害をお持ちの方、また、子育て世代の方々が市内の社会活動により参加しやすくなっていくと。これがまた、まちの活性化にもつながっていくということで、シティプロモーションであるとか、ランドデザインであるとか、摂津市のこれからのまちづくりっていう大きな観点からも、このバスの公共交通については大きな視点で捉えていただいて、考えていただきたいと思います。でも、また、これから、こちら私の方も研究もしながら、また、議論をしていきたいと思いますので、本日はこのぐらいにさせていただきます。

それでは、あと、消防の体制について、今ご説明いただきました整備指針では、現実問題として100%達成しようとする、相当の人員が必要になってくると。特

に、小規模な自治体にとってみると、10%というのは、なかなか困難であるということでありましたが、同時に、近隣の他市、近隣市との協定であるとか、支援の広域の体制等ですね、カバーしていただけるものだとということだと理解をいたしました。

ちょっともう1点お聞きしておきたいのは、今後コロナ禍で消防もそうですけど、救急の出動も非常にリスクが高い中でお仕事してらっしゃるかと思えます。発熱されてても、新型コロナウイルスに感染されてるかどうか分からない、また、インフルエンザであったり、既往症であったり、または交通事故であったりということで、どこで感染するか分からないというリスクもあると思えます。ただ、消防職員たちがプライベートの中で知らないうちに感染をされていて、搬送者の方に感染させてしまうというようなリスクも当然あるかと思うんですね。非常に心身ともに大きな負担の中でお仕事をさせていただいているということは重々承知しておりますが、その点の対応策ですね、現状、お聞きしておきたいと思えます。

○野口博委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、地方交付税、それから臨時財政対策債、それから、基金の活用等々のご質問がございました。冒頭、委員長のほうからの答弁を簡潔にということなんですが、幅広くなっておりますので、答弁が長くなって申し訳ございませんが、答弁させていただきたいと思えます。

過日、松本委員のほうから、いろいろ質問もございました。まず、最初の地方交付税でございます。

財政力指数ということをこの前に答弁させていただきました。これは需要額とそ

れから収入額、収入額が需要額を上回れば1以上ということになって、要は不交付団体であります。それから、1未満の団体は、いわゆる需要額が勝っているということになります。ちなみに、令和元年度ですけれども、全国で要は、都道府県で言いますと、東京都が不交付団体、それから、市町村でいいますと、令和元年度では85団体でございます。令和2年度になりますと、市町村が75団体で10団体減っております。府下でいきますと、田尻町が不交付団体になっております。ちょっと田尻町の例を申し上げて、恐縮なんですけど、唯一府内市町村で裕福な市町村は田尻町であろうと思っています。ちなみに、この田尻町の積立金は約88億円でございます。それから、地方債、いわゆる借金ですが、これは4億円ということで、積立金が22倍ということになっております。それ以外の市町村は地方債のほうが多くなっております。

地方交付税なんですけれども、本市のほうは令和元年度では0.98053ということで、交付団体あるいは不交付団体すれすれでございます。過去10年間を見ますと、平成29年度が不交付団体でございました。それ以外の9年間は交付団体となっております。

ただ、本市の場合は市民税、市税の一人当たり金額が大きいので、そこの部分ではこの前言いましたように、トレードオフの関係でいいますと、地方交付税は少ないと。ちなみに、平成30年度、これは各市町村で一番比較しやすい数値になるんですけど、市民一人当たりの交付税額は本市は31市中30番目でございます。3,617円が市民一人当たりの本市の特別交付税を含めた交付税の金額でございます。

それから、市税決算を見てみますと、本市一人当たりの市民税額、これが21万4,021円で、31市中トップとなっております。府内平均では14万8,818円ですので、かなり市税では高いですが、地方交付税を含めると、順位は一緒ですけども、各市との差は近接してまいります。

これで、地方財政収入額なんですけど、ちょっと解説めいた答弁で申し訳ございませんが、これは標準的税収入の基準税率75%が算入されております。つまり、25%は留保されています。1以上あれば、あるいは1に近い団体であれば、その25%は金額が大きくなります。そういう意味から、それぞれ今までは要は、財政力指数というのがこのところ言われているゆえんでございます。

そこで、考えてもらわなければならないのは、一方、収入だけではなしに、あるいは支出だけじゃなしに、支出と収入済額の差、これをやはり考えなければならないと思っています。

本市の場合は、この前も言いましたように、経常収支比率が若干好転しましたが、令和元年度では99.1%でございます。つまり、入ってきた収入済額が99.1%支出に回っているということになります。

平成30年度の決算、これも各市と比較できますので、平成30年度の決算では、市民一人当たりの要は支出額、決算額、これは26万488円でございます。これは府内31市中2番目でございます。府内平均は22万8,750円ですので、本市については他市に、平均に比べて14%増の歳出を凶っているということでご理解をお願いしたいと思っております。

それから、新型コロナウイルス感染症、

これは決算には関係ないんですけども、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度、もうご存じのように、第一次で1億6,542万円、臨時交付金をいただいております。それから、第二次には5億2,713万円、合わせて6億9,255万円ですか、7億円弱ぐらいの要は、臨時交付金をいただいております。

しかしながら、本市はこの交付金を当てにしているのではなく、本市は国の財政措置の額が確定しない段階におきましても、対策を急ぐために補正予算あるいは専決予算で対応させていただきました。その後、交付金の内示があったということでございますので、決して臨時交付金の範囲で予算措置をしているということではございません。

この新型コロナウイルス感染症の影響が長く続きますと、経済の早期回復はちょっと見込めないのではないかなと思っています。国税、地方税の減収は財政に大きな影を落とすことになってまいります。本市の場合、ご存じのように当初予算では絶えず財政調整基金を取り崩して収支均衡させて予算組みをしております。結果的には不用額で戻すことも多いんですけども、そういうような部分では財政調整基金を持っておかないと、当初予算計上もできない、こういう状況になっております。

しかしながら、こういうコロナ禍とか、あるいは災害については財政秩序を無視とはいかなくても、多額な財政出動、これはやはり覚悟しておかなければならないと思っています。

それから、財政調整基金は先ほど財政課長が答弁いたしましたように、もちろん年度間の調整がございます。もう少し、要は、卑近な例としましては、財政調整基金の役

割、これは赤字を出さないための基金とも一つ思っております。それから、先ほど言いました災害時とかあるいはコロナ禍、こういうときのいわゆる臨時の歳出増に対応する基金であろうと思っております。

それと、あと、市債の現在高。先ほど基金のほうは家庭でいえば貯金というふうにおっしゃっておられました。逆にいえば、地方債現在高は借金であろうと思っております。これも平成30年度の決算でございますが、市民一人当たりの基金、これは多い順にいきますと、本市は31市中3番目でございます。それから、反対に普通会計、それから下水道の特別会計、この市債現在高、この少ない順にいきますと、31市中19位ということになっております。それぞれ基金はありますけれども、借金も多いということになります。

今まで財政課のほうは、要は元金償還以内の発行額ということでもかなり頑張ってくれました。しかしながら、先ほどご質問ありますように、鳥飼のグランドデザインとかシティプロモーション、これから公共施設のいわゆる老朽化、これもやはり出てきます。一般財源でもとてもできるわけではなしに、やはり市債に頼らなければならないと思っております。

決算概要20ページ、21ページのところに、元金の償還と、それから発行額があります。この差額は約6億円。早晩、これは逆転すると私どもは思っております。

ただ、過去30年の平成30年間を見ますと、ちょっとデータ、要は整理したんですけども、令和元年度と、それから平成元年度、これを見比べてみますと、人件費で約10億円落としております。これはもちろん委託料とかそういうところに金額が回っていくわけですけども、人件費では落

としております。ただ、扶助費のところでは、約88億円ふえております。こういう部分では、この扶助費はなかなかカットできないだろうと思っております。それから、公債費のほうでは、4億5,000万ほど落としております。それといたしますのは、それぞれ過去、しんどい時期のときの投資的経費、これにつきましてはかなり抑えた時期がございます。平成4年度、平成5年度では111億円とか110億円とか、かなりの投資的経費を使っておりますが、それ以降の分につきましては、例えば平成15年度、平成16年度、平成17年度は6億円とか、あるいは7億円とかかなり絞ってきてます。その絞ってきている部分が、いわゆる元金償還金が少なくなってきたということになります。もちろんここが少なくなると、当然発行額がふえれば、おのずと逆転してしまうということになります。そういうことを含めまして、それぞれ基金の活用、それから、先ほどおっしゃっておられました臨時財政対策債の発行も、今のうちには未発行でできますけれども、これにとってもやはり発行しなければならないという時期が早晩やってまいります。そういう部分では苦しい財政状況の中でご理解をお願いしたいと思います。

○野口博委員長 明原消防長。

○明原消防長 お問いただきましたリスクの高い新型コロナウイルス感染症に関しての消防の対応ということで、私でよろしいですかね。

改めまして、リスクの高い新型コロナウイルス感染症に関しての消防の対応ということでご答弁をさせていただきたいと思っております。

ご指摘ありますように、万が一、本市消防の職員に陽性者が出たり、また、濃厚接

触者が大変多くの数が出た場合、現在のBCP、つまり業務継続計画を発動したといたしましても、体制維持につきましては非常に困難になることになるのではないかなと予想しております。救急業務におきましてでは、1回目の答弁で課長からもさせていただきましても、現在、全救急事案に対して救急隊員はゴーグル、N95マスク、感染防止着の上下等を装備しております、これを標準的な装備、いわゆるスタンダードプレコーションというんですけども、装備しまして、総務省消防庁の通知でありますとか、茨木保健所の指導で、これらを装備していますと、一般的には濃厚接触者に該当しないという見解をいただいておりますので、徹底的にこれを周知させていただいております。

そしてまた、プライベートといたしますか、生活面におきましてですけども、緊急事態宣言が一旦解除されました後におきましても、国でありますとか、大阪府の災害対策本部の会議結果を受けまして、今日まで私の名前で、全職員に、既に12回の周知徹底を行っております。内容につきましては、出勤前に各職員が検温して、個人で体調管理をする、そして消防庁舎内ではマスクの着用を徹底する、手指の消毒でありますとか、庁舎内、時間を決めて、全員で一定の清掃活動も行っておりますし、そういった感染予防措置を初め、勤務時間外においても一定のそれぞれ大阪府民への行動制限を参考にしまして、都度都度、制限行動をかけておきまして、感染予防を徹底いたしております。

そういう形で現在のBCPの中では非常に困難ではありますが、とりあえずは、一旦は出させないというようなことを徹底して業務を行っております。

以上です。

○野口博委員長 ちょっと前後しますけれども、川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号17番でございます。北摂の震災と台風21号のアンケート結果を受けてどう動くんだというところでございます。このアンケート、去年の令和元年10月に取りまとめたものでございまして、いろいろございますけれども、すぐに取り組める、市役所として取り組めることといたしましては、やはり震災で被害を被った個人の資産、自宅であったり建物、皆さん、個人の市民の皆さんの個人の資産でございますので、これを守るために地震保険の加入、これはまず市としてPRすべきと考えておきまして、出前講座でありましたり、何らかいいろいろな場を捉えまして、今PRしているところでございます。

あともう1点、アンケートで見えてきたところなんですけれども、やっぱり市民の皆さん、情報提供、この罹災証明に関することであったり、住宅家屋の復旧の支援金等々、どこで情報を得ましたかっていうところで、やっぱり一番多かったのは市の広報誌なんです。やっぱりホームページよりも紙媒体を皆さんしっかりご覧になって制度を利用されていますので、次、もし大規模な何か災害等に見舞われましたら、支援策というのは迅速にホームページというのもありですけども、やっぱり紙媒体というのを大切にしていきたいと考えておきます。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、18番目のご質問の3回目のご質問でありました農業水路の今後の考えについてというこ

とでご答弁申し上げます。

現在、市内水路は約123キロございます。昭和59年当時の水路網図や管理台帳を基に維持管理を行っており、各水路の管理者や資産管理が把握できてない状況にあります。

今年度より水路台帳作成業務において既往資料の整理や、現地踏査などを踏まえ、水路網図並びに管理台帳の更新業務を行い、管理者及び資産管理を明確化してまいります。

この台帳、水路網図更新を行い、明確化することによりまして、先ほど委員からお話がありました、もう必要のない農業水路、これを道路の側溝に、または下水道施設に転用していくための素材として利用していくことが可能となります。今後は、これらの側溝や下水道施設、こういったものに転用できるかどうかも含めまして、水路の在り方、これについて新たに作成します水路網図管理台帳、これを素材として、これを大いに有効利用いたしまして、検討する素材としていきたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 それでは、市立集会所の件についてご答弁申し上げます。

市立集会所の再編整備についてということでございますけれども、今の集会所の設立の経過でありますとか、やはり地域で大きな役割を果たしてきたということにつきましては、こちらのほうもそのように認識をしております。今も地元自治会や老人クラブ、子ども会などで使用されております。また、先ほどおっしゃってましたとおり、リハサロンでありますとか、体操教室等々でも使われているということでございますけれども、やはり当初に比べると、

かなり現在の利用状況も少なくなってきました。多いところと少ないところ、かなり開きがありますけれども、やはりその辺は差が出てきてるところも、実際そのような状態になってきております。この集会所を今後どうしていくのかということですが、集会所というか、今やっている集会所的な機能ですね、みんなが集まって話をする、また、リハサロン、老人クラブなどが集まって行事をする、話をする、また催しをする、そういったものがその集会所、その場所でないと駄目なのかということも考えていかなければならないと思います。最初に言いましたけれども、集会所を更新していくために、これから全て同じように更新はできませんので、集会所を更新するというのもそうなんですけれども、そこでやってる内容ですね、サービスをきちっと展開していく、サービスを提供していく、また、それら事業をやっていくということがこれは大事だと思います。そのためにやはり、市ではその整備、そのサービスを提供するために施設がどうあるべきなのかということもしっかり考えていかなければならないと考えております。そういった意味で、今の集会所の意義というのも認識はしておりますけれども、老朽化の具合でありますとか、利用形態、状況等も勘案しながら、地域のコミュニティが維持できるような形で周辺施設の状況も踏まえながら、集約化や複合化、長寿命化など再編の検討を行っていきたいと考えております。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 副市長から非常に参考になる答弁いただきまして、ありがとうございます。

副市長がおっしゃられたのは重々、一定

理解不足のところも理解もしていきながらとは思ってはおりますが、やはり地方自治体の一番の役割というのは、住民の福祉の増進、これは地方自治法第1条にしっかりと明記されています。本市の財政も、財政秩序も確保しながら、同時に住民の需要に答えていくっていう、非常に難しいものではあるかと思えますけども、非常事態にあるんだと、その中で住民の安全であるとか健康であるとか、または市内の事業者、地域経済をどう支援していくのかという観点から、財政の問題についても、少し今まで以上に通常時とは違って踏み込んだ運用をしていただきたいということを申し上げたと思っております。決して財政調整基金があるけど、全てゼロにしてしまえばええとかですね、そんなことは毛頭考えてはおりませんので、誤解のないようにしていただけたらなと思えますが、そういった観点からの意見でした。

同時に、やはり地方財政計画と国のほうから様々な課題であるとか、制度面が地方の財政にも大きな影響も与えてきている、地方交付税の基準財政需要額の算定方法においてもトップランナー方式等々で、本来自治体の住民サービスのために必要な人を減らして民間委託にすれば、その安くなった経費が基準財政需要額としてやられていくっていうことになれば、人を減らしをしていく、職員の数を減らしていく、サービスを後退させていく、それが標準的なサービスの経費だということになっていけば、地方自治体そのものも後退していくっていう点で考えると、やっぱりこの制度そのものにも大きな矛盾があると。その矛盾の中で頑張っていたらいていう点も我々も、私も重々理解をしながら、そういった矛盾点をやっぱり国のほうに

働きかけていく、まさに市長会ですね、地方6団体の要望事項として国に働きかけていく必要があるのではないかなと思えますので、この点は意見として申し上げておきたいと思えます。

それから、FMで、市営集会所については、繰り返しになりますけれども、いろいろな検討を、やっぱり公共施設っていうのは住民の財産ですので、古くなったものをどうするのか、老朽化や耐震の強度がないもの、もしくは利用されていないものをどうするのかっていうのも、やはり住民の皆さんと一緒に考えられるように、どういった経緯でいろいろなものが決まっているのか、その過程がしっかり見えるような形で議論をしていっていただきたいなと思えます。それは意見として申し上げます。結構です。

震災の対策事業で、アンケートに対して、まだ令和元年度の途中での結果取りまとめなので、現状では地震保険であるとか、それから周知の方法として紙媒体ということでの対応を検討されてということでありましたので、また引き続いて、いろんな状況を想定していただいた上で、より有効な支援策、もしくは周知方法等をしっかり議論していただきたいなと思えます。

本当にホームページというのは非常に便利ですし、通常時の情報発信という点では、非常に有効な面があると思えますけども、いざ災害時になると電気が使えないというときに、やはりホームページというのは、やっぱりなかなか届きにくいということであらうと、私も今回そういった面で勉強させていただきましたので、こういった掲示板の活用であるとか広報誌であるとか、もしくは一番原始的ですけども、口伝えに伝えていく、そういった方式も充実を図っ

ていただきたいと思います。要望です。

これについては以上です。

農業水路につきましても、まだまだやっぱり地域の中で、まちの中で、また生活の中で共存をしている施設でありますので、安全、それから環境という面からも、また農業用水として適切な水質管理という点でも、管理のほう充実を図っていただきたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

消防長からも答弁がありました。やっぱり装備を前もお聞きしましたが、夏の暑いときにかかなりの重装備で出動していただいているということを知って、本当に体力的にも鍛えていらっしゃるから、自分と同じ土俵で考えちゃあかんのでしょうか、それでも暑い中で、そういったお仕事をいただいているということについて、改めて感謝申し上げたいというふうに思うんですけども、現状、市中感染というのは、もうかなり広がっているようです。軽症者、無症状者の方々がどこにいるのか分からないという中で、どんなに気をつけていたとしても、感染するリスクというのはあるということです。ですから、出さないということはもちろんそうなんですけれども、やっぱり出たときのことをきちんと想定していく必要があるんじゃないかなと思います。

とりわけ、保育士であるとか、看護師であるとか、学校の先生であるとか、それこそ消防、救急で働いていらっしゃる皆さん、本当に感染したら社会的には絶対に欠かせないような業務、エッセンシャルワーカーの方々に対して、定期的にPCR検査、もしくは抗原検査等やっていくと、感染者が出たら、消防署内で広がらないように、すぐに隔離をして保護していただく、クラ

スターを生まないという観点からいったら、やっぱり定期的にPCR検査等を消防署内でやる必要があるんじゃないかなと思うんですね。

これは、消防署だけの問題で判断できるかどうかというのは分からないんですけども、摂津市全体のエッセンシャルワーカー、いったら市の職員というのは、エッセンシャルワーカーだと思うんですけども、定期的な検査をまずは始めていくということは必要ではないかなと思います。ちょっとその点については、一度消防長、もしくはどなたかお考えを聞けたらお願いします。

○野口博委員長 消防長。

○明原消防長 お問いがありました職員へのPCR検査ということについてご答弁させていただきたいと思っております。

当初遡りますと、PCR検査につきましては、保健所指導ということで、一定の症状が発症してからというようなことで進んできたと思っております。現在につきましては、各医療機関において、任意でのPCR検査の受検ということも可能であると聞き及んでございます。そういうことの情報も含めまして、今後、委員がご指摘いただいた内容で、私が申し上げましたように、BCPが必ずしも機能するかと言え、非常にこれは危険性を危惧するところでございますので、そういった一般的な、予防的なPCR検査も含めまして、今後人事サイドでも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 質問を終わります。

○野口博委員長 安藤委員の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時38分 休憩)

(午後3時11分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

引き続き、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 お疲れのところすみませんが、できるだけ重なっているところは割愛する気持ちで質問していきたいと思えます。

まず1番目、財政全般ということになりますが、これは毎回ちょっと聞いているんですけど、令和元年度決算ということで、いつも私は、経常収支比率と基金残高と、それから起債残高という三つの観点で議論させていただいているんですけども、さきの松本委員の答弁にもありましたし、安藤委員の答弁にもありましたので、1回目にお聞きしようとしていたことに対しての答弁はもう結構でございます。

当初予算では、基金繰入額が20億8,000万円ということでしたけども、決算では、約7,700万円の取り崩しとなりまして、新たにまた4億9,000万円を積み増しということで、基金全体としては、残高が129億1,800万円となっています。

また、臨時財政対策債は未発行、先ほどから何回も議論されていますけども、経常収支比率は99.1%ということで、前年度1.9ポイントを改善したということでございます。市債残高も178億8,000万円ということで減少してきたと、こういって、財政型としての総括的に答えていただこうと思いましたが、これは割愛しまして、2回目に聞こうとしていたことが、この臨時財政対策債というのは、今回見送られました。しかし、先ほど安藤委員の質問でありましたが、これは借りてお

くべきだったんじゃないのかと、これは私も予算審査に係る委員会的时候にも言いましたけども、いろいろ情勢が、新型コロナウイルス感染症対策もありますし、それから、これから税収が減ってくるということもありますから、そういう意味では借りておくべきであったのではないかということでございます。

それで、もう今、令和3年度の予算編成が始まっていますが、この令和元年度の予算編成のときもそうですね、同じように緊縮財政ということで、財政の健全化ということで、3%減とかいうことで打ち出しをされているにもかかわらず、臨時財政対策債は借りないのかということで、ちょっと違和感を覚えるんですね。何となく危機感が薄れているんじゃないかとも感じるところでございます。そういうところはちょっと危惧をしているところですけどね。これももう答弁は先ほどありましたから、これは結構です。

それで、3回目に質問をしようとしているところを1回目にしたと思います。

先ほど来、市税が令和3年度は5億8,000万円ですか、予測としては下がりますよということがありますし、あと新型コロナウイルス感染症の影響も出てきますね。いろんなことで出てくると思います。

しかし、サービスの低下は避けられないということで、財政の立て直しということが喫緊に求められていると思うんですが、これからは、やっぱり行政改革といいますか、デジタル化、AIとか、それからRPAといった、もう既に今年度で一部導入をされていますけども、こういった新たな技術を導入することで、働き方改革も含めて、サービスも低下させず、逆に向上させるような取り組みが必要になってくる。それが

ある意味ではスリム化であるし、これからの行政改革にもつながるだろうと思っていますけども、これは森山市長の今回の選挙の公約でもございますけども、オンライン化という、オンライン時代の構築という公約でもありますけども、その観点から一度、今後の摂津市の現状、方向性についてどのようにお考えになっておられるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、2番目にFM推進事業についてであります。

これも何度も議論をされていまして、今までに公共施設等総合管理計画が作られ、それを個別施設計画へと改定をなされているということで、令和2年度の完成を目指されるということだと思いますが、これは議論をされていますので。

一方で、この施設管理をするために、職員のスキルアップを一方で図っておられると思うんですね。平成30年度にも聞きましたけども、そのときは2日間かけて施設点検研修を行ったと。FM連絡会メンバーを対象にやったということもございますので、令和元年度では、どのような取り組みをなされたのかということをお聞きしたいと思います。

3番目、庁舎管理事業についてです。

修繕料についてですけど、これは決算概要書になりますが、46ページ、庁舎管理費について、修繕費用の決済額としては2,146万8,037円の金額が示されていますが、この概略をお示ししたいと思います。

それから4番目、同じく庁舎管理費用で、ESCO事業について、これも先日議論をなされていましてけども、このESCO事業において、評価としては、先日にも答弁

がありました年間のエネルギーは37.9%減少とか、CO2は37.7%減少しているとか、年間で1,448万円の削減効果があったという答弁がありましたけども、これは十分な効果が出ているんだろうと高く評価をしているところでありまして、こういう評価が出たということは、その他の庁舎についても、当然検討すべきもんだと思いますけども、令和元年度は、これ2年目になったんだろうと思いますけど、その令和2年度いいですけども、その他の庁舎についてのこういうESCO事業の展開についての検討があったのか、なかったのか、お示ししたいと思います。

5番目、防犯カメラの設置事業についてですけども、これも何度もありましたけども、決算概要の52ページ、防犯カメラ設置事業について、設置件数等については答弁がありました。正雀公園に4台、これは引き継がれて、防災危機管理課のほうの管理になるということでしたけども、それ以外に106台、これまでの設置後の犯罪件数についても、平成29年は1,314件、令和元年度ですと702件というふうに半数近くまで減少したという答弁がありました。警察からも増設要望が出ていましておっしゃっていました。

令和2年度の重点テーマ、安全・安心であるということから、増設は検討すべきだと思いますけども、増設しないという方向でしたけども、改めて増設は検討すべきだと思いますけども、これは重点テーマが安全・安心ですからね。その点のお考えを改めてお聞かせいただきたいのと、それから、公園の設置については、水みどり課だったと思うんですけども、まず正雀公園に設置となっていますが、これから段階的に公園

に設置をしていきますと、私は認識を持っていましたけども、その辺も踏まえてご答弁いただきたいと思います。

6番目、交通安全啓発事業です。同じく決算概要書の110ページです。

交通安全啓発事業について、高齢者の運転免許証の自主返納の取組で、令和元年度の取組についてご説明いただきたいと思っています。

7番目、同じく交通安全啓発事業です。

これは、自転車の啓発事業、これ事務報告書にいろいろ書いてあるんですけど、自転車の啓発事業について、令和元年度についての取組みについて、特出してちょっと教えていただきたいと思っています。

それから8番目、千里丘駅前広場管理事業です。

これも先日議論がありましたけども、この駅前管理事業で、修繕費45万円となっていますが、これは未執行ということになっているんですけど、まずここからご答弁をお願いしたいと思います。

次に、9番目、道路維持事業です。決算概要114ページです。

道路維持事業について、令和元年度での道路の空洞調査、実は、調布市で空洞が非常に問題視をされていますし、その前は、博多のほうで地下鉄工事に伴って、大きな穴が開いたというようなことがありましたけども、本市におきましても、過去にトラックの前輪がどんと陥没して、故障して、賠償したというようなことがありましたけども、その空洞調査について、どのようにされたのかをお願いしたいと思います。

10番目、狹隘道路整備事業です。

これも毎回お聞きをしているわけですけども、先日の議論の中でちょっと答弁がありました、なかなか分かりにくかった

ので、令和元年度は59件の相談があったということがありましたけども、全体像が平成30年度の相談数でもいいですけども、実際に工事をした中で、この拡幅をされて、移管をされていったものと、それから拡幅をして、表面の道路無償承諾を取って拡幅されたもの、それから、全く補助は受けなかったけども、計上としてはちゃんと拡幅してもらったものということで、どれぐらいの割合でそれが進められていっているか、令和元年度でも結構です。それは平成30年度に相談したのも、令和元年度も相談したものの全部、その相談した件数はどのように推移しているかという観点から、分かりやすいように教えていただきたいと思っています。

それから、12番目の交通バリアフリー整備事業です。決算概要書の116ページです。

交通バリアフリー整備事業について、令和元年度での実績についてご答弁いただきたいと思っています。

11番目が飛びました。千里丘三島線（東側）道路改良事業について、同じく決算概要書の114ページ、令和元年度での実績、交渉も含めて、ちょっと教えていただきたいと思っています。

それから13番目は、未就学児移動経路対策事業ということですけども、何度もこれも出ていまして、大津市での幼児の事故に巻き込まれたことを受けて、公明党としましても、安全対策の要望書を出させていたわけですけども、その後、本市での調査をなされまして、景観について、先日ご答弁があったところです。それで、改善・改修の箇所についても、今年度実施をされているということでございますので、これは適切に、速やかに、この工事を進め

ていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで、これは1回で終わったらあかんと思うんです。そのときは、たまたま大津市での事故がきっかけになりましたけど、やっぱり定期的な3年とか5年とかいう期間の中で、またいろいろ状況が変わっていますので、そういう点検をしていくということがやっぱり大事だと思うんですけど、どう思われるのかについて、ご答弁をお願いしたいと思います。

14番目、災害対策推進事業についてです。

決算概要書118ページになりますが、震災対策推進事業の中で、耐震診断補助金、それから耐震改修補助金、ブロック塀の撤去補助金交付事業というふうに3種類があるわけですね。先ほどブロックの関係はちょっと議論されていましたが、まず令和元年の状況について、これは先日も答弁がありましたので、特に大阪北部地震と台風21号の影響で、随分その件数については進んでいるように事務報告書を見る限り思うわけです。また、何か少し落ち着いてきているような件数になっている感じなんですけども、特に、この一般の住宅は、もう少し先ですね。住宅以外の95%の達成というのは、令和2年度が目標になっていると思いますけども、これ残り16棟が耐震化が必要であるとなりましたけども、今回の耐震の中で、令和元年度で結構ですけども、進捗状況で、こういったことが大分進んでいっているのかどうかについて、ご答弁いただきたいと思います。

続いて、15番目、公園維持管理事業です。

同じく122ページ、公園維持管理事業

で、健都のところの遊歩道が完成をして、もうずっと管理をしていただいているわけですけども、この緑地の除草作業の実績について、まず教えてください。

16番目、指令通信事業についてでございます。

決算概要書の126ページ、指令・通信事業について、平成28年度より、吹田市と合同での業務が始まってこれで4年目が令和元年になるわけですけども、これまでの実績、評価について、ちょっと教えてください。

次に、17番目、住宅火災警報器についてです。

住宅用火災警報器について、令和元年度での取り組みと実績、設置率について答弁をお願いしたいと思います。

18番目、応急手当普及啓発事業、決算概要128ページ、応急手当普及活動事業について、令和元年度での実績を教えてください。

19番目、自主防災組織支援事業です。決算概要書の130ページです。

自主防災組織支援事業について、これ支援事業について、いろいろメニューが事務報告書には載せていただいていますけども、毎回いろいろ硬直化しているとか、いろいろ議題というか、課題があるわけですが、令和元年度で新たなアドバイスがなされた訓練メニューなどがあれば、教えてください。

20番目、情報収集伝達体制整備事業です。

これデジタル防災行政無線整備工事について、これは決算概要書の130ページになりますが、新たに防災無線が設置をされました。明和池公園のところに1台設置をされたということですが、この

ところ何度もテストを繰り返していただいております、市民の声からもそうですけど、私もこの間のときは、ちょうど千里丘地域にいまして、確認をしましたが、男性の声で非常に聞き取りにくいなと自分でも思いましたが、市民からもそういう声を聞きましてね。それは、先日の議論で、国のほうに申し入れをするということでございましたので、これはしっかりと申し入れをしていただいで、より分かりやすい放送にさせていただくということで、これは要望にしておきますから、20番はちょっと要望をお願いします。

なので、次が20番ですね。防災対策事業について、同じく決算概要書130ページです。

防災マップの委託事業でございます。先ほどもありましたけども、予算が決まってから、それから実際にやってもらうところを選定していただいていると思うんですけども、すぐぱっと決まる場合と、なかなか受けてもらうのに時間のかかる、本当は2団体ぐらい考えておられたと思うんですけども、結局この年は1団体になったということでございますが、この辺のやりとりのご苦勞をちょっと教えていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、防災士の取得費用助成制度を新たに令和元年からスタートしていただきましたけども、周知方法ですね。これと併せてご答弁ください。

それから、21番になりますが、ちょっと戻りますが、先ほど公園管理事業で、公園のトイレの洋式化の話がありました。平成30年度の決算審査に係る委員会のこと話、僕もちょっと質問したときには、令和元年度は3か所の予定で、本当は17か所になる予定やったのが、1か所ふえて

18か所になったということで、これは非常によかったなと思うことでございますが、これ計画的にまたしっかり進めていただきたいということなんですが、一方で、身障者用のトイレが付いているものがあるんですね。障害団体からは、ぜひそういう身障者用のトイレをつけてほしいということをお聞きしているわけですけども、まず公園のトイレの中で、身障者用のトイレがついている現状、令和元年度で結構ですから、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○野口博委員長 榎納参事。

○榎納総務部参事 それでは、情報政策課に係りますご質問についてご答弁申し上げます。

先日の委員会でも答弁申し上げましたが、国におきましては、2025年度までに標準システムの導入を目指しており、住民基本台帳システムを初めとして、税、福祉分野に対象業務を広げて進めていくことを予定しております。

本市におきましては、委員がご指摘のとおり、今年度RPAの本格導入をさせていただきました。今年度の対応となりますが、国が新型コロナ支援策として実施した特別定額給付金事務におきましては、令和元年度から研究、検討を進めておりましたAI-OCR・RPA等を活用することにより、市民への給付金交付の迅速化が図れたものでございます。

また、コロナ禍におきまして、10月に保育所入所申請がございました。こちらの申請におきまして、電子申請を試行実施させていただいたところでございます。大阪府におきましても、国のデジタル化推進を踏まえまして、汎用申請フォームの共同調

達の検討も進められております。

本市におきましても、こういった状況を踏まえながら、電子申請の拡大や収納方法の決済ですね。収納チャンネルをふやすなど、市民の利便性向上の観点からのデジタル化、行政手続のオンライン化を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 池上参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、FMの施設点検研修についてでございます。施設点検研修につきましては、昨年も1回実施しております。昨年5月に2日に分けて実施しております。施設の所管課の職員、また指定管理者を対象としまして、1日目は21人、2日目は19人の計40人の参加がございました。

内容につきましては、営繕担当の職員が講師となりまして、午前は点検のポイントを写真等で確認しまして、昼からは、市役所を中心に外構とかも含めまして、実地研修を行いました。その後、点検結果の取りまとめ、写真の整理とか、気づいた点の整理の仕方等について、座学で説明を行っております。

続きまして、修繕料の概略、庁舎管理の修繕料についてですけれども、令和元年度で大きな修繕というか、主だった修繕につきましては、庁舎の自動火災報知受信機等の更新が大きなものとしてございました。そのほかにつきましては、西別館解体に伴いますケーブルルートの変更でありますとか、本館外部階段の塗装、あと庁舎新館6階のロールカーテンの取り換え、トイレの修繕、雨漏りの修繕等々でございます。

それとESCO事業についてでございますが、ESCO事業について、ほかの庁

舎にも広げるということだったと思いますけれども、ESCO事業につきましては、やはりスケールメリットといえますか、ある程度大きな施設で照明やエアコンの稼働率が高いところじゃないと事業効果が現れないとメリットが少ないということから、事業として成立するかどうかということが問題になります。

事業者に聞くところによりますと、削減効果を考えますと、最低でも1万平米必要と言われておりますことから、既設の建物で今後取り組めるところについては、今のところございません。今後につきましては、各施設におきまして、大規模修繕等に合わせまして、省エネ器具を設置するなど、省エネ、光熱水費の削減に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 それでは、質問番号5番、防犯カメラの今後の展開ということなんですけれども、今、防災危機管理課が管理しております防犯カメラ110台でございます。確かにかなり老朽化しておりますので、買いかえですね。機器の更新というところが非常に重要になってまいります。もちろんこちら、機器の更新を重視しながらも、警察のほうからは、防犯カメラをもっとこの部分、こういう箇所に設置してほしいということで、何台か増設するべきというご意見しっかり頂戴しております。こちらのほうも併せて、庁内検討の議論に乗せていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、公園への防犯カメラの件についてご答弁申し上げます。

ます。

公園の防犯カメラにつきましては、今後、市域全体の防犯上の観点から、市として公園に設置いく方針となった際には、公園管理者としましても、連携して協力してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、藤浦委員の高齢者の免許証自主返納の令和元年度の取り組みについてご説明させていただきます。

令和元年度の取り組みにつきましては、平成26年度から実施のオリジナルジャンパーの支給を継続しております。令和元年度の実績につきましては、池袋の高齢者による交通事故の報道が大きく取り上げられたこともあるためか、301名という人数となっており、前年度の6割増しとなっております。

申込者には、受付時にアンケートを実施しており、その結果、返納後の移動手段では、自転車による移動の回答が多かったことから、新たに返納を促進する取り組みについて、自転車を提供することができないか検討したところであります。その結果、令和2年度に実施する人生100年ドライブにつなげることができております。

続きまして、7番目の自転車の安全啓発の令和元年度の取り組みについてご説明させていただきます。

安全啓発につきましては、継続した取り組みを行うことが必要であると考えております。そのため、これまで同様の取り組みとして、市内全10校の小学3年生を対象として、自転車の正しい乗り方についての交通安全教室を開催しており、また交差点指導においては、摂津郵便局前や第三中学校前交差点などにおいて、摂津警察署及

び地域交通安全推進員と協働で、自転車の利用指導に当たっております。

令和元年度につきましては、新たに11月15日と18日に高齢者を対象に自転車教室を中心に実施しており、シルバー人材センター主催で、摂津市と摂津警察、摂津交通安全自動車協会の協賛で実施しており、490名ほどの高齢者が参加しております。自転車安全講習に加え、体験型で行い、運転の際の注意点や自身の反応速度などを体験していただいております。

体験型の内容としましては、自転車シミュレーターを使用したり、またクイックステップ、クイックキャッチ、飲酒ゴーグルによる歩行体験など、それと反射材付きジャンパーの効果など、そのあたりについて体験型で実施し、身体的な反応をいま一度再認識していただいたような状況でございます。

以上です。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、藤浦委員ご質問の8番目の質問で、千里丘駅の駅前広場管理事業の修繕料45万円の未執行の理由についてお答えいたします。

JR千里丘駅前広場管理事業の修繕料45万円につきましては、駅前広場にあるエレベーター及びエスカレーターなどの昇降施設の故障が発生した際の修繕費用となっております。令和元年度は、年度末までにこれらの機器の故障がなく、修繕料が未執行となったものでございます。

続きまして、9番目のご質問で、道路維持事業における空洞調査についてのご質問にお答えいたします。

令和元年度は、道路管理者として、道路の空洞調査は実施しておりませんが、陥没の原因の主なものとして、地下埋設物がご

ございますので、各地下埋設物管理者には、敷設の際には、適切な維持管理を許可条件に付し、また、毎年開催している地下埋設物連絡協議会において、施設点検等の実施を指導するなど、適切な管理をするように求めているところでございます。

続きまして、10番目の狹隘道路の実績、内訳についてのお問いにお答えいたします。

狹隘道路整備事業、令和元年度の助成の実績といたしましては7件、368万7,000円でございます。この7件のうち、拡幅部分を市に寄附いただいたものが4件、無償使用契約により市が管理するものが3件となっております。ただ、この中には、令和元年度以前から事前協議をしまして、完成して助成したというところがございまして、なかなか全体の傾向、割合というのが分かりにくくございます。

令和元年度の事前協議の件数を切り取りまして、ちょっとご説明をさせていただきますと、令和元年度の事前協議の件数は全59件ございました。このうち助成対象となる見込みのものが計11件ございます。この中で、寄附を予定しているのが5件、無償使用契約を予定しているのが6件ございます。またこれ以外のものにつきましては、営利を目的とする建物であったり、個人居宅の建築行為であっても、敷地の計画上、後退部分を自主管理とすることで、助成対象外となっているもので、全ての案件で規定の道路後退はされる予定となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、11番目の千里丘三島線道路改良事業について、令和元年度での実績についてご説明させてい

たきます。

令和元年度の実績は、千里丘駅南交差点角地にありましたマンションの1階に入居していた借家人3件に対しまして、借家人移転補償契約を結び、明渡し完了いたしました。3件のうち1件は、明渡し日が翌年度である令和2年度内であったことから、明渡し完了に伴う残金の支払いは翌年度に繰り越ししております。現在は、その精算も終わっております。

また、そのほかにも土地開発基金を使用させていただき、1件の借家人と1件の建物移転補償及び土地売買契約を結び、事業用地の確保ができております。

続きまして、12番目の交通バリアフリー整備事業について、令和元年度での実績についてでございますが、令和元年度の施工場所につきましては、新在家鳥飼上線の鳥飼上4丁目地内において、段差切下げと視覚障害者用誘導ブロックの設置を実施しております。

次に、13番目の未就学児移動経路安全対策についてでございます。

国の緊急点検の発出により、道路管理者、施設管理者、教育委員会並びに摂津警察との合同点検により、必要対策箇所12か所の対策案を10月に取りまとめ、国へ提出し、国の交付金の手続を進めまして、本年、第1回定例会にて補正予算を組ませていただき、予算化し、全額、翌年度である令和2年度に繰り越しをさせていただき、現在、令和2年度に実施する予定の5か所に取り組んでいるところであります。残りの6か所については、令和3年度で予定しております。

委員がおっしゃる今回で終わらさないようにという内容でございますが、今後は、まず未就学経路の選定が必要になってき

ます。そのあたりにつきましては、教育委員会の取組になりますので、教育委員会の状況を鑑みまして、対応したいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、14番目の耐震に関わります質問について答弁いたします。

耐震改修の内容につきましては、平成29年3月に第2期の耐震改修促進計画を改定いたして、目標をそれぞれ住宅につきましては、令和7年度までに95%、多数の者が利用する建築物ということで、民間の場合ですと、令和2年度までに95%、市有建築物で多数の者が利用する建築物については、令和2年度までに100%、準多数の者が利用する建築物といたしまして、令和2年度までに概成をするという内容で計画のほうを改定いたしましたところでございます。

このうち、委員がお問いの住宅以外という内容でございますが、まず市有建築物の一定規模を要する多数のものが利用する建築物につきましては、鳥飼保育所が1件ございました。ただ、こちらにつきましては、平成30年度に耐震改修を終えられている状況でございます。

続きまして、そこには満たさないけども、一定の要件を満たす準多数の者が利用する建築物と設定をさせていただいております。このうち、耐震性が不十分な建築物といたしまして、別府公民館、第6集会所ですね。一津屋公会堂、こういうものがございます。あと正雀保育所があったんですが、こちらのほうには、平成31年に解体をされております。

あと、その他の市有建築物といたしまし

て、消防署の千里丘出張所がございました。ただ、こちらにつきましては、令和元年度に耐震改修を終えられている状況でございます。

民間のほうの多数の者が利用する建築物ということで、こちらのほう病院であったりだとか、老人センター、保健センターであったりだとかというような施設が該当してくるんですが、こちらにつきましては、この令和2年度に特定行政庁である大阪府のほうで検証作業を進められるということでお聞きいたしておりますので、現状の数値は持ち合わせていない状況でございますので、今後、その進捗状況の確認もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、藤浦委員さんの15番目のご質問、健都の遊歩道の除草実績についてお答えいたします。

健都の遊歩道にあります除草につきましては、令和元年度実績といたしまして、除草を行う雑草の繁茂状況を見ながら、6月上旬、8月上旬、10月下旬の合計3回行っております。

以上です。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 質問番号16番、消防指令業務の共同運用後の実績についてお答えします。

共同指令センターの管轄において、火災等の災害が発生した場合は、消防相互応援協定に基づき、迅速な応援体制が確立されております。

また、消防指令センターへ派遣されております本市職員と吹田市消防職員との交流に関しましては、良好な関係を築いており、管理監督的立場から見て、職員の安全、

衛生管理につきましては問題ございません。

以上でございます。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 質問番号17番、住宅用火災警報器の取り組みと実績及び設置率についてお答えします。

取り組みにつきましては、自主防災訓練や各自治会での消防訓練、ホームページの掲載、防火フェアなどイベントでの広報を実施するなど、普及啓発に努めております。さらに、個人宅に赴き、住宅用火災警報器の設置調査及び未設置の場合には、設置の重要性を指導しております。

また、火災予防条例の改正から10年以上が経過し、改正時に設置した住宅では、機器の交換や維持管理についての啓発も同時に行っております。令和元年度の実績につきましては、留守宅を含め421世帯の個人宅に赴き、設置調査と同時に、未設置世帯に対しては設置指導を実施しました。

また、設置率は72.3%でありました。さらにその数か月後にも261世帯に赴き、同様の指導を実施しております。

以上です。

○野口博委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 それでは、質問番号18番のご質問にご答弁申し上げます。

応急手当普及啓発活動は、応急手当普及啓発活動に係る心肺蘇生法訓練人形の購入及びそれらの洗浄用の医薬材料の購入等でございます。

活動内容についてですけれども、普通救命講習については、国から通知されております応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、3時間の講習が義務づけられておりますことから、本市にお

きましても、令和元年度中の普通救命講習は43回実施しており、受講者は695名でございました。

また、市内の事業所等に対しまして、1時間程度の講習を主に、AEDを使用した心肺蘇生法訓練は48回実施し、895名の訓練指導を行っております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号19番でございます。決算概要130ページにございます自主防災支援事業でございます。

各自主防災訓練で新しく導入された訓練のまずご説明でございますが、避難所を担当いたします市の職員と、それから地元の自主防災会の役員が、訓練のときに一緒に顔を合わせまして、避難所となります小学校の校舎の中の備蓄倉庫ですね。一緒に鍵を開けさせていただいて、中に入っている飲料水でありますとか、非常食、毛布などの備蓄品を確認いたします備蓄品の確認訓練、これを新しく去年から実施しております。

また、各自主防災組織ごとの最近の新たな訓練といたしましては、柳田校区では、体育館を使いまして、避難所の開設訓練をされましたり、また、鳥飼東小学校区では、HUG訓練、いわゆる避難所運営シミュレーションで、カードを使った訓練をされておられます。

また、味生小学校区では、小学校の校舎の4階まで実際に階段を皆さん上がっていただいて、水害時の避難訓練をそれぞれ実施されておられます。

続きまして、質問番号20番でございます。防災対策事業、地域版のハザードマップ作成に係ります引き受けてくれる地元

であったり、そのあたりの苦労はというお問い合わせなんですけれども、このマップ作りは、かなり地元の自治会の皆さんにお手間をおかけする作業でございます。また、いろいろ皆さんで汗を流して、地域の中の背の高い建物を探していただいたり、まかせて会員、おねがい会員を募っていただいたり、そういうふうにご苦労をお願いするんですけれども、その部分も訓練の一部であると考えております。

したがって、無理に押し付けるものではないと考えておるんですけれども、実際、我々のほうがこういう形で進めたい、3回ありますよという形で、まずは役員の方にご説明に上がりまして、お話しを聞いていただければ、苦労はするけれども、やりましょうという形でご理解いただいている形で進めております。

苦労はというお問い合わせなんですけれども、今年もマップ作りを進めたかったんですけれども、コロナ禍でもう地元の同意が、ちょっと見合わせようということで、結局開催することができませんでした。このあたりは、苦労というよりも残念なところでございます。

続きまして、同じく20番の中にございます防災士の資格取得の補助金の周知方法でございますが、この決算年度であります令和元年度は、防災士が非常に話題になっておりました年で、本市にも問い合わせかなり来ておりました。

本市といたしまして、周知方法なんですけれども、広報誌であったり、ホームページへ掲載したり、また出前講座や自主防災訓練のときに折に触れまして、防災士の資格取得の補助がありますよという形で、チラシを皆さんにお配りいたしました。

また、日本防災士機構のホームページの

中にも、摂津市が補助していますよということで、日本防災士機構のホームページの中にも摂津市リンクを貼らせていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、藤浦委員さんの21番目のご質問、市内公園に設置されている身障者用トイレの箇所数についてお答えいたします。

令和元年度時点では、5か所設置されております。その公園は、市場池オアシス、せんだん公園、正雀公園、鶴野第1公園、明和池公園、この5か所になります。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁ありがとうございます。

まず1番目、財政全般ということですが、ちょっと3回目からのお問いになりましたけれども、課長のほうから、今後国の指針に基づいてしっかりと進めていくということでしたので、これはやっぱり社会情勢もしっかり捉えていただきながら、進めていただきたいと思います。

特に、今は次年度の予算を組んでおられると思いますので、その予算の収入の見立てについても随分厳しいということは、先ほどおっしゃってましたので、その辺のバランスをしっかりと見ながら、なおかつ人口減少がだんだん進んでいきますし、人員削減とか、もうコストダウンもまだまだ考えていかないこともあるんだろうと思いますので、併せて、サービスの向上については、もうしっかりと進めていただくように、どんどん新しいことを取り入れていただくように。AIの導入もそうですけれども、ペーパーレス化なんかも進めていくんだと、これは議会もしっかり取り組ま

なあかんことやと思いますけど、併せて、しっかり改革を進めていっていただきたいということで、これは要望としておきたいと思います。

次に、2番目のFM推進事業についてですけれども、個別の施設管理策定から、今年度完成ということで進めていかれていますけれども、長期的にどれくらい財源が必要になるかというのは、非常に気になるところでございます。これは先ほどの財政の問題と絡んでまいりますけれども、財政的には、無限大ではないですから、厳しいという状況はもう目に見えているわけですが、何となくこれまでのように財政規模がこれだけだから、もうこれだけに抑えておくんだという管理の考え方は止めていただきたいなと思うんです。やっぱり先々しっかり見通した上で、この計画を実行に移せるような考え方を持っていただきたいなと思っています。でないと、後でまたかえって高くつくということになりますので、修繕を行ってこなかったということが高くつくということの原因につながりますので、こういうこともしっかり持っておいていただきたいということで、ちょっとこの辺は、担当課長として考え方を答弁いただきたいと思います。

それから、研修の件は、平成30年度と同様に令和元年度も行っていただいたということですが、大事なものは、やっぱり継続をして、スキルアップをしていただくということが大事だと思っています。今回は指定管理者も一緒に含めてやっていただいたということでございますけれども、年に1回で本当に十分なのかということもあるわけで、その辺も必要に応じて、もう少し頻繁に行ってもいいのではないかと、年2回、3回ということで、角度を変

えてやってもいいのではないかと考えているぐらいです。この辺については、ちょっと併せて、考えについてお答えいただきたいと思います。

3番目、庁舎管理です。

平成30年度の大阪北部地震の影響がありまして、先ほど修繕費の中に雨漏りという修繕があったんですけど、雨漏りしているんですわ、公明党の会派控室もですね。ちょっと横なぶりの雨が降ると、じわーっと床が濡れるんですね。なので、やっぱり下の階にも影響していると思います。聞きますと、上の階にも雨漏りしているところがあるということなので、これは早めに修繕していただいたほうが、建物が傷むことも考えますと、やっていただいたほうがいいと思いますので、これはぜひ検討していただきたいと思うんですね。

それから、Wi-Fiのつながりがよくない。つながらないんですね、所々によってね。ちょっと庁舎管理上、改善する考え方はないのか、併せてご答弁をお願いします。

それから、4番目の庁舎管理、ESCO事業については、残念ながらちょっと今後摂津市は展開する規模のものがないということでしたので、これは違う角度から、安威川公民館が今度工事に入りますけれども、これなんかもLEDのライトに交換するとかいうことで、省エネ化が進められていっておりますので、これは計画的にFMと併せてになるかも分かりませんが、省エネ化を進めていっていただきまして、SDGsの推進ということの面からも非常に大事だと思いますので、これはしっかり検討していただくということで、お願いしておきます。要望です。

5番目、防犯カメラについてですけれども、川西課長からは、考えていくと、検討していくというご答弁をいただきまして、水みどり課のほうから検討するんだったら協力するよみたいな答弁をいただきましたけれども、これはぜひ進めていただきたいと思うんです。公園は、今ついているのは二つですよ、明和池公園と庄屋公園につけはりましたよね。まだまだやっぱりそういう若者がたむろしているとか、いろんな面でよう壊されたりとかいうこともありますし、ぜひこれは安全・安心の向上からも、ついていない公園につけていただくことを考えていただきたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

それから、6番目、交通安全啓発事業です。いろいろ事故が報道されることによって、免許証の返納は随分進みましたよ、特に令和元年は6割増しで進んできましたよということでした。その後、自転車で行動されることが多いということで、今年度は「100年ドライブ」ということで、放置自転車を再利用してプレゼントをするということでした。いつされるのかと思いましたが、先ほどメールボックスに案内が入ってましたけれども、11月19日に行われるということのお知らせがありました。これは、平成26年から返納された方が対象になるというお話があったと思いますけれども、もう直前に迫っていますが、どれぐらいの希望者がおられるのかということも含めて、ちょっと詳細が分かれば、この100年ドライブ譲渡式典の状況について教えていただきたいと思います。

それから、同じく7番目、自転車の啓発についてでございますが、令和元年度では例年どおり、小学校3年生や高齢者に対す

る交通安全教室などが行われているということでございます。やっぱりルールをなかなか守れていないという人は、どちらかというと車を運転されていた方なんかは、交通安全の法律もよくご存じですし、危ないということについてはよくご存じですから、どちらかというと守っていただける方も多いと思うんですけれども、若い方、特に子どもを持たれている保護者とか、全部とは言いません、ただ、一部そういう方もいらっしゃるということで、非常にヒヤッとするとか、危ない思いをすることがあります。よく見るのは、信号でも子どもの手を引いて、赤信号やのにぱっと渡る姿とか、学校ではそういうふうになんかと教えられても、大人の姿から逆のことを学んでいっているのではないかとということが非常に危惧されるわけですが、そういった意味では、もっともっといろいろな取り組みを本当はしていただきたいと思うんです。

例えば、小学校の交通安全教室も、保護者なんかも交えて親子で一緒に学んでいただくとか、あと、正雀地域の交通公園なんかで、親子三代での交通安全教室なんかもやっておられたと思いましたが、これは答弁になかったので、今はもうやっておられないんですかね、こういうのをぜひ復活させていただいて、親子でできるようにするべきではないかと思うんですけれども、ちょっとご意見をいただきたいと思います。

8番目、千里丘駅の駅前広場管理事業ですけれども、修繕料45万円、これはエレベーターとエスカレーターの修繕費やから、これはもう壊れなかったのに修繕に入れなかったということでした。

これはこれでいいんですけれども、野口

委員長からもよく言われてますけれども、周辺のタイルが結構傷んでおりまして、結構ぼこぼこで、地震で結構ひびが入りまして、びしゃーっと縦にひびが入って修繕が追いつかないという現状になっています。だから一遍、材質もタイルではなくて違うものの検討も含めて、大規模に全面改修をすべきだと私も思いますけれども、これについてちょっと考えを聞きたいと思いません。

それから、この間、2階の通路の屋根から雨が漏れるという話がありましたね、議論されていました。これも地震から、つなぎ目のところのコーキングが壊れたりして雨が漏れるようになっています。だから、こういうのも合わせて大規模改修というんですか、雨漏りに対する対策をすべきだと思うんですが、2階の通路なんかは修繕されたんですね。それで、渡り廊下のところは残されてやられていなかったの、今も雨漏りしているわけですが、こういうのも含めて改修をすべきだと思いますが、考えを聞かせていただきたいと思いません。

9番目の道路維持事業についてです。陥没等については、表面の目視管検査とか、地下埋設物協議会等でも協議をしていますよということでございますが、ちょっと心配なのは、例えば山田川は物すごく流れの速い川なんですわ。そこは間地ブロックが積んであるんですけど、ああいうところは、水の勢いで裏側の土がえぐられるとかいうのはよくあるんです。そういう危険性の高いところとかは、やっぱり機械を使って、これは超音波で調べるという機械があるので、そういうものを使って調べることも必要だと思うんです。全部を調べるということではないです。だけど、そういう危

険性があるということについては調べることは必要ではないかと思えますけれども、この考え方についてご答弁をお願いしたいと思えます。

次、10番目、狹隘道路整備事業についてです。よく分かりました。全てちゃんとやっていただいていますと、拡張していただいていますということでした。

これは毎回のように質問させていただいて、私は水も漏らさぬ取り組みをお願いしたいということを言ってまいりました。ところが、今聞くと、もう全て後退していただいていますということでございますので、これを引き続きしっかりキープしていただいて、しっかり指導をお願いしたいと思えます。

絶対駄目なんですよ、下がってくださいよということを強く言うことによって、これも一つでも崩れるとどんどん崩れていくと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そこで、この狹隘道路問題です。私がいづも取り上げている問題なんです、これは道路の種別によって変わってくるんですけども、地震とか台風で、千里丘東四丁目、五丁目辺りの住宅も随分建て替わっているんですけど、道路は一向に広げる気配はないんです。道路はそのまんまで建て替わっていつているんです。

これは、道路の種別からいうと、建築基準法第42条第1項第5号道路という道路がありまして、ちょっと分かりにくいかわかりませんが、建築基準法上は道路なんです。摂津市が管理していない道路。誰が決めたのかというと、これは大阪府が指定して築道ができるということで、持ち主は個人が持っていることがよくあります。だから、私道という名前をつけてはる

んですね。それは管理もしないし、拡幅もできないということで、この法第42条第1項第5号道路を何とかしなあかんということを盛んに言ってきました。

ところが、いろいろ調査をしていただいたようございまして、この千里丘東四丁目とか、五丁目とか、香露園とか、昭和園とか、桜町というところは、結構古い開発が多いんです。当時の大阪万博の前後から始まっている開発で、昭和40年代とかにまち並みになったような開発なんですけれども、それ以降の50年代になってくると、結構移管されている道路になってくるんです。

これ以前の道路で、私も初めて聞いてびっくりしたんですが、第43条第1項ただし書というのがありまして、これは救済措置なんです。道路も何もないけれども、空き地が前にあったら道路とみなしますよというね。それは誰が許可すんねんいうたら、建設審査会に諮って許可をすると、こういう空き地なんですね。実は、千里丘東四丁目とか五丁目は全部、法第43条第1項ただし書で「空地」ですよというふう聞いて、びっくりしました。これはさらに曖昧で幅員が4メートルなくていいんです、そういうものが実は存在していました、なのでそこに面している家は、建てかえるのにも一切そういう中心後退も言われなし、もともと空き地ですから、そういう意味合いになっているということで、これは何とかせんといかんと私は思うわけです。

実は、後で出てきますけど、これはブロック塀もそうなんです。ブロック塀も公道に面しているということが補助をもらう条件なので、この空き地に面しているところは補助の対象にはならないということ

になります。だから、一切こういう古い区画の道路は、当然表面の舗装もしません、私道だから、事故か何かあったら全部その前の人の責任ですよということになるわけです。しかし、誰もが通れるんですわ。もし、バリケードでも張ろうものなら大変なことになりまして、一部そういう人がいるわけですけども、そういう意味合いのものを何とかしないといけないと思っっているわけです。調査されたということございまして、その辺の実態も踏まえてちょっとご報告をいただきたいと思います。

それから、千里丘三島線は、粛々と進めていただいております、交差点に建っていたビルも解体が終わりまして、そこも新しいテナントビルが建設中ですから、それが終わりますとその部分は開放していただけるといようなことになっていると思いますし、それからその隣、隣と交渉が進んでいるということで、今、建っている建物が2棟ほど長屋のがありますけれども、そこにも実は大分話が進んでいるということなので、ちょっと現在までの交渉なども含めた取り組みを教えてくださいたいと思います。

12番目の交通バリアフリー整備事業です。今年度についてのバリアフリー整備事業についてお聞きしました。これは、最初にできました交通バリアフリー基本法の計画に基づいてずっと工事をやってきました、できなかった分については、その後の第2次計画に基づいて今、ずっとまだ進めていっておられると思うんですけども、いろいろ市民アンケートの中で、歩道の段差が多いとかいうのは市民意見としては非常に多いので、そういう歩道の段差とか、そういうところをしっかりと調査して改善する必要があると、私は前々から

思っているわけです。一定の時期が来たら、今ありますこのバリアフリーの計画についても見直しをして、第2期バリアフリー基本構想の見直しをして、バリアフリーの方針を決めるマスタープランなりをつかって、もう少し見込んだ改善をしていくべきではないかと思っているわけですが、その考え方についても、ちょっと一度お考えをいただきたいと思います。

それから14番目、耐震推進の事業についてですけれども、住宅以外の分について詳しく説明いただきまして、令和2年度、ちょっと達成はどうか分かりませんが、これは府と協議をして検証していくということですが、着々と一つずつ進めていただいているということで、なかなか民間の分は難しいんだろうなと思うんですが、これからはしっかり取り組みを進めていただきたいと思いますのと、やっぱり住宅に関しましては、市のほうでしっかり取り組みを進めていただきたいと思いますので、これは台風・地震で大分進んだと思いますが、さらにしっかり進めていただきたいと思います。

そして、危険なブロック塀がまだ残っているところがあるんですが、これが残っているところを見ますと、やっぱり言いました道路の状況が、要するに法第42条第1項第5号道路であつたりとか、市が管理していない道路は対象外ですから残っていて、あと空き家になっているところのブロック塀とかでよく残っているのを見ますと、そういう問題のあるところが多いんですが、そういう意味では、これは危険なものはやっぱり改善をしていただかないといけないということもあります。

この10月から道路の瑕疵については

LINEによります通報システムを導入していただきました、ありがとうございます。私も、去年6月に確か一般質問させていただいた記憶がありますから、これをうまく運用していただきたいと思いますし、また、こういった危険なブロック塀なんかも、もし発見した場合は、併せてこういうふうにはLINEなんかで通報できるように、ぜひ全体が把握できるような体制を考えていただきたいということで要望しておきたいと思います。

このLINEによる通報は、道路の瑕疵もそうですけど、公園なんかも私らも結構いただくことがあるので、できたらそういうふうには拡大していただきたいと思いますということも、併せて要望しておきたいと思います。

それから、15番目の公園維持管理事業です。先ほど除草については年3回していただいているということでしたけれども、吹田市は、回数が多いんです、向こうは、多分4回やってるんですかね。だから、ずれるんですよ、摂津市がやっているときと。歩いている方は、よく吹田市はきれいになってるのに、摂津市は全然なってないやないのって市民から言われることもあるし、逆もあります、時期がずれてますから。こういうのはぜひ、健都は共同でまちづくりやってきたんやから草刈りも時期を合わそうじゃないかということで、合わせられるんじゃないかと思うんです。

例えば、防領川の川掃除がそうやったんです。茨木市のところと、それから摂津市の桜町とかのところになりますけれども、ばらばらでやってるから、茨木市のほうが掃除をやると、今度は上流からごみが流れてきていっぱい引かかるんですね。それで、最近は同じ業者に両方一遍に発注して、

一緒にやってもらうようにしているそうですけれども、そういうことも考えられると思います。一遍、その辺のお考えをお願いしたいと思います。

それから16番、指令・通信事業についてです。何かあっけない評価やなと思いました。何かすごくうまくいってますという評価をいただけるんかと思ったけど、問題ありませんということでした。非常にうまくいっているんだと思うので、そういうふうに理解したいと思います。それで、今後それを基に拡大していこうというような協議に入っておられると思うんですけれども、いろいろ聞いているんですが、改めて今どのような協議をされているのかということを知りたいと思います。

これは余談なんですけれども、通信指令のところから火事の一報をメールでいただきます。昨日も浜町でボヤがあってメールをいただきました。開けるとぱっと地図が出るので非常に分かりやすくありがたいなと思っているんですけれども、メールに消火栓の位置も入ったらもっとありがたいなと思うんですけれども、そんなことができたらいいなということで、これについて答弁は結構ですけど、消火栓の位置までメールに入れといてもらうと、私も消防団ですので、消防団としては非常にありがたいなと思うんです。これは要望でお願いしておきたいと思います。

それから、住宅用火災警報器の件です。先ほど随分回っていただいたということで、現在72.3%だそうです。消防団でも回って下さいということで回りましたけれども、それなんかも数に入っているんですかね。

それで、枚方市の例ですけれども、枚方

寝屋川消防組合も、実は設置率は72%だそうです。これは全国平均で82%だそうですね。なので10%少ないということが問題視されているということで、この枚方寝屋川消防組合は、自治会とか地域単位の共同購入というのを呼びかけているんですね。これは、大阪消防設備協同組合というところと協定を結びまして、職員が地域単位で説明会をやったり、家庭訪問などを行って、自治会とか老人クラブ単位で購入や交換を進めていっているということで、新たな取り組みとして努力されているわけです。

私もいろいろ見ている中で、今のは新聞の話ですが、大阪ガスなんかもリースをやっていますね、同じようにリースで設置してもらったというのを何件か聞きました。消防団でずっと回っているときに、高齢者のお宅を回りますけれども、ついてますかって聞くと、ついてますって、どうやってつけましたって言ったら、大阪ガスにつけてもらいましたっていうのが結構多かったです。

だから、そういうところとかと提携をしながら、72%ですから、残りの28%にも設置できるような新たな取り組みを考えていってはどうかと思うんですが、ちょっと考え方についてご答弁お願いしたいと思います。

それから18番、応急手当の啓発事業です。しっかりと応急手当普及活動をやっているということで、これは引き続きしっかりと取り組みを持続していただきたいと思います。

それで、この応急手当の中に必ず出てくるのがAEDです。AEDは、購入して随分たっているものもあると思うんですけれども、ずっと永遠に使えるわけじゃなく

て、点検もせなあかんし期限があると思うんです。いち早く市庁舎とかに導入したと思いますけれども、あれから随分なと思うんです。これは誰がちゃんと管理をしていっているのかということについて、消防でそういうふうに使われているので、消防が例えば何か関わっていくべきだろうと思うんですけれども、その件についてちょっとご答弁お願いしたいと思います。

それから、自主防災支援事業です。先ほど自主防災訓練についていろいろ支援をしているということでもございました。新たなこともいろいろやっているということでもございました。

また、以前の議論の中では、ちょうど令和元年度の防災演習の中では、衛星放送を使って千里丘公民館の開設訓練を地元の自治会の人々がやっているということで成果があったと報告がありましたけれども、私もそれは見ました。知っている自治会の人らが点検をやってはりましたので、これははいよいよこういうふうに関設もやるような体制を取っていくんだなと思ったんですが、なかなかそれが普通の訓練の中に入れられていくかということ、そうではないような気がいたしました。

本来なら、どういう考え方をされているのか分かりませんが、どうも聞いていると3人の緊急防災推進員というのがいらっしゃいますね、この方が3人いるから誰かが来て、鍵を開けて中のチェックをして、問題なかったら避難を始めるという体制になっているように思うんです。今年度から新たにキーボックスもつけましたけど、これもどうも緊急防災推進員が開けることになっていて、自治会員は開けないことになっているような気がするんですけど、私は、そうではなくて、令和

元年度の訓練をされたように、やっぱり地域の方が避難所を開けて安全点検をして、そして自主的に避難所を開設すべきだと言ってきたわけですけれども、キーボックスも自治会で開けるべきやということで自治会長からもそういう声が上がっています。遅れたらどうすんねん、わしらのほうが近いやないかという声が上がっています。

安全点検についても、これも何回も言ってきましたけれども、地域の中に専門家は何ぼでもいらっしゃいます、建築関係をしている人は幾らでもいらっしゃるの。そういう人に地域での担当者、名づけて言うならば、「避難所建築物安全確認サポーター」とでも名づけてみましょうか、そういうふうな役割を担ってもらって、いざというときにはいち早く駆けつけてもらって、専門家の目でチェックをして確認をするということも可能やと思うんです。

何でもかんでも全部職員で、市役所がコントロールしないとイケないという考え方はもう捨てるべきではないかなと思います。民間の避難所の件でもそうですけれども、職員が行かないと駄目なんだと、そうしたら、もうどんどん職員を割り当てていかなあかんということで限界が出てきますよね。だから、職員がいなくてもやっていくんだという考え方を導入すべきだと思うんですけど、今、ちょっと具体的なキーボックスを開けることとか、安全点検をすることとか、ちょっとどのように思われるか、一遍お考えを求めておきたいと思います。

それから、外国人研修施設ができましたという話が安藤委員からありましたけれども、この人たちもいざとなったら避難されるんですよ。それから賃貸マンション

にも、最近また随分と研修生の人が住んでいます。コロナ禍で一旦ちょっと減ってらっしゃいましたが、またちょこちょこ一つのマンションに4人も5人も名前が書いてあって、宿舎みたいになっているのが見受けられます。そんな方も避難されるということで、言語対応も必要になってくると思いますし、この間、ペットの話をしましたけど、そういうペットのこともしっかりマニュアルに入れていかないといけないだろうと思うんです。

この間のお話では、ペットを持った人は元気な人だから、遠方へ逃げてもらおうということを言われてましたけれども、そんな人ばかりじゃないと思うんです。僕の知っている高齢者の方で、ペットを飼っている人はいます。そういう人たちはもう逃げられないということになってしまわないように、環境省も人とペットの災害対策ガイドラインというのを出されてますけれども、ペットがいるがために犠牲になることのないように、しっかり呼びかけていってくださいということも言われています。

こういうことも自主防災と絡んでしっかり進めていかないといけないと思うんです。自主防災を中心に協力して、支援の一つとして一緒に進めていかないといけないと思うんですけれども、その辺のお考えも併せて聞いておきたいと思います。

SOS避難メソッドですので、これも自主防災組織との関連ですね、本当は2回目それ聞かなあかんの、ちょっと順番がばらばらになってしまいましたが、自主防災組織の役割とか期待するところとか、支援の中でどのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。

このSOS避難メソッドで申し上げますと、自宅避難者は想定3割と言われてい

ます。すると、2万4000人です。縁故避難してくれる人は2割の1万3,600人ぐらいで、今、一時避難所に6万8,000人、1割ぐらいが逃げられるだろうと。残りの人を何とか、遠方避難とか、今進められている事業所とか、そういうところを確保して逃げられるようにしていこうという考え方だと思いますけれども、プラス、私がちょっとこの間お話ししましたが、千里丘周辺とか、浸水しないところに地区の集会所がありますと言っていました、まさしく第3区の集会所が9か所あるんです。そのうち浸水するのもありますし、浸水しないのもありますから、そういうところと提携するというのも、第3区の管理者は森山市長になってます、だから、ぜひこういうことは進めていっていただきたいと思いますし、農協会館もありますし、それからコインパーキングが結構あります、大きなのも含めて。こういうのは災害の前には借り上げて、そこに避難してもらうことにすれば、後の見守りとか含めて非常に効率的にやれると思うんですけどね。こういうのはどこもやっていないと思うんですよ、コインパーキングと提携するとか、借り上げるというのは。こういうのは先進的な取り組みになるかもしれないので、一遍検討していただきたいと思います。

あとは、SNSです。先ほど電話が通じなくなるとありましたが、まさにそうなんです、電話が通じなくなっても携帯は電池があるうちはいけるので、救援をSNSで発信されるのが今、非常に多いんです。それをビッグデータから取り出して、今ここでこういう救援を待っている人がいるとかいって情報提供してくれる民間会社があるんです。そういうところと提携しているのがふえてきていまして、これは都道府

県なんかも結構提携しているみたいですよ、市町村ではまだ少ないですけど。だから、そういうものをうまく利用して、先進的な防災をしっかり進めていっていただきたいと思いますが、併せてちょっとご意見をいただきたいと思います。

それから、災害対策事業についてです。防災マップの件と防災士取得の件ということで、防災マップは令和元年度は鳥飼北小学校で実施されたということでございますし、それで全体の五十何%という統計もありました。残念ながら令和2年度はコロナ禍でできなかったということでございますけれども、これも先ほどありましたように、しっかりと進めていっていただいて、前の答弁では、淀川の影響のあるところを優先して、それから全体的に最終的にはやっていきますよということもおっしゃっていましたので、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

それから、その後のフォローも、やっぱりやりっ放しでは駄目なので、自治会員も交代していきますし、そのフォローもしっかりお願いしたいと思います。これは、先ほどの自主防災会の支援と連動すると思いますので、自主防災会の支援と併せて、本当の意味で自主的に防災ができるように進めていっていただきたいと思います。何でも市がコントロールしようとせず、お願いしたいと思います。

その上で防災サポーターを、今年はどうされるのかなと思ってましたけれども、これもメールボックスに入りました。また今年度やられるということですが、この防災サポーターも自主防災と絡んでいって、防災の要になっていただこうという目標があると思うんですけれども、なかなかスキルアップもうまくいってるのか、いって

ないのかということ、初期の頃は、私たちは一体どうしたらいいのという声も結構聞かれました。どういう立場なのとかいうのもあったりしましたが、やっぱりこれも育成して、これからもっともっとスキルアップしていただかないといけないと思うので、そういうこともしっかり考えていっていただかないといけないと思います。これをどのように考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

あわせて、この年は防災サミットをやりました。これは、片田先生は第1回にしてくださいということでしたけれども、コロナ禍でどうなるのかということやと思いますが、この防災サミットについてどうだったかという評価と今後どうされるのかについてご答弁いただきたいと思います。

それから最後に、公園の身障者用トイレの設置についてでございますが、今、5か所設置していただいているということでございます。利用される方のことをよく考えていただいて設置の優先順位を決めていただきたいと思うんですけれども、早くから嘉円公園につけてほしいという声を聞いていました。ここにはみきの路がそばにあって、桜苑もあって、夏祭りになったらその人たちが一堂に嘉円公園に集まるんですね。そういうことがあって、ぜひ身障者用トイレが欲しいという声を聞いていたわけですが、そういう優先順位をしっかりと、周辺を利用されている状況をよく考えていただいて、トイレの洋式化もそうですけれども、併せて身障者用トイレの設置についても計画的に進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 答弁をお願いします。

池上参事。

○池上総務部参事 そうしましたら質問にご答弁申し上げます。

まず、施設の修繕の分ですが、修繕の時期を遅らせることによって高くつくんじゃないかというようなことをございますけれども、今までは壊れてから直すという事後保全的な修繕が多かったと思っております。今後につきましては、予防保全の考え方を取り入れまして、将来的な財政負担も考えながら計画的な施設の維持管理を行っていきたいと考えております。

続いて施設点検研修でございますけれども、施設の点検研修につきましては、まとまった研修は年1回と考えておりますが、各所管が日々の点検において分からないことがあれば、その都度相談いただければ、技術的なことも含めてしっかりアドバイスをするなど、適宜行っていきたいと考えております。

また、施設点検だけではなく、施設の維持管理やFMの推進に関する話題等につきましても、研修という形で共有していきたくと考えております。

続きまして、雨漏りの修繕についてです。本庁舎も含めて一部雨漏りが発生しているということは、承知しております。先ほども修繕のところ、一部雨漏りの修繕ということも申し上げました。この雨漏りにつきましては、雨の降り方によって雨漏りしたり、しなかったりというようなこともございまして、どこが原因なのか特定することが難しい状況でございます。雨漏りの修繕を何回かやっておりますけれども、応急的な修繕で根本的な解決にはなかなかないというのが現状でございます。今しがた、予防保全というようなことを申し上げたんですけれども、雨漏りに関しまし

ては、今後の財政状況も見ながら、庁舎の大規模改修に合わせて修繕してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 榎納参事。

○榎納総務部参事 それでは、Wi-Fiがつながりにくい、環境がよくないというご質問にお答えさせていただきます。

現在、本庁本館・新館、消防本部、上下水道部、環境センターにおきまして、無線LANで情報系パソコン及びプリンターを運用しております。本庁では、1フロアに4台程度の無線アクセスポイント設置しており、一般的には適切な密度とされておりますが、壁や遮蔽物が多いフロアでは電波が遮断され、場所によりましては通信が不安定になることがございます。

しかしながら、無線アクセスポイント及びライセンスにつきましては、高額であることから、すぐに増設は難しいものでございます。

一方で、必要性が高い箇所につきましては、応急的に有線接続という事例といったものもございます。コロナ禍でウェブ会議を各課で連日開催することがございまして、本館2階の会議室におきましては有線で利用できる環境を整えさせていただいたところでございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、藤浦委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

6番目の交通安全啓発で、人生100年ドライブの詳細内容についてであったかと思いますが、まず人生100年ドライブにつきましては、自動車運転免許証の自主返納を65歳以上の高齢者に求めている中、その方々が交通手段として自転車を選ぶ人が多いことを踏まえまして、所有者の

引き取りがない放置自転車を無償譲渡し、運転免許証の自主返納をさらに促進させる全国初の取り組みで、今回、第1回の開催を予定しております。

開催日時につきましては、11月が自転車のマナー月間ということで、それに合わせて今月19日に第1回人生100年ドライブを開催し、申込者へ自転車を無償で譲渡する予定であります。当日は、大阪府の自転車軽自動車商業協同組合の方も協力していただき、自転車の整備・点検も兼ねて譲渡する予定にしております。

自転車の選択につきましては、今回の申込者が50名となっておりますので、50名の方々に随時自転車の選択をしていただきます。その方々に市のほうから譲渡証明書を発行し、自転車の状況の説明なども行います。その後、自転車の試乗及び自転車安全利用五則などの説明を行い、安全に帰っていただくという内容となっております。

次に、7番目の自転車啓発についてのご質問でございます。委員の言うとおり、交通安全意識の向上を上げる効果としましては、家庭での教育が必要であることは認識しております。そのため、9月に開催しました吹田・摂津サンドライビングスクールが主催の交通安全フェスティバルでは、会場を使い、親子三世代の交通安全教室を実施しております。

また、12月には、摂津幼稚園にて、親も参加していただき、摂津警察署及び府警本部からの講和や交通安全劇、また歩行演習など親子合同による参加型教室を開いております。

ちびっこ公園を利用した交通安全教室につきましても、過去に二、三度開催はしております。令和元年度は開催しておりま

せんが、今後は、自治会や子育て世代を含む団体からの要望があれば、摂津警察署と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、藤浦委員の2回目のご質問の8番、JR千里丘駅の駅前広場のタイル修繕と雨漏りについてのお問いに答弁いたします。

JR千里丘駅東口の駅前広場のタイル舗装の破損原因といたしましては、隣接する府道部、またJR駅舎との接合部が一体となっていないことに起因しております。それぞれ独立した構造で、接合部を一体化することは困難でありますので、タイルの破損を発見した場合には速やかに応急措置を行い、一定まとまった段階でタイル舗装修繕を行っておりますが、もちろんこの中で材料の検討、あるいは施工方法の検討・試行も考えているところでございます。

また、駅東口からフォルテ摂津に至る2階連絡通路につきましては、雨漏りが発生した場合には、通行者に雨漏りがかからないように応急措置を行い、この屋根の防水材の老朽化に合わせて防水の修繕も実施しているところでございます。

続きまして、9番目のご質問で、河川堤防に市の管理道路もある中で、その河川の空洞調査についてのご質問についてお答えいたします。

道路管理課といたしましては、5年ごとに管理しております道路のひび割れやわだち掘れ等を調査する路面性状調査を実施しております。路面の性状を正確に把握した上で、計画的な道路修繕を実施しております。また、日々のパトロールにおいても点検を行うことで、適正な道路の維持

管理に取り組んでいるところでございます。

なお、河川自体につきましては、河川管理者である大阪府が年に一度河川の徒歩パトロールを実施し、間地ブロック等も含めた河川堤防の異常の有無を把握されております。

続きまして、狭隘道路整備事業に関係して、建築基準法上の位置指定道路と第43条ただし書の私道についての取り扱いについてでございますが、委員がご指摘のとおり、千里丘東、あるいは正雀といった地区につきましては、位置指定のほかにそういった第43条ただし書、第43条第2項第2号の許可ということになっておりますが、これを受けた道路で私道で構成されているようなところもございます。

狭隘道路の協議件数というのは、先ほども申し上げましたように、この5年間で2倍以上増加しております、建築や開発需要が高まっている状況でございます。本市では、この機を逃さずに狭隘道路の解消につなげるため、新たな支援制度を検討しているところでございます。その概略としましては、建築後相当年数経過する建物も多く、開発需要が高まっていると見られるところを、今後計画されている道路整備などの事業の波及効果が期待されるエリアを選定し、そのエリア内の重点整備路線に対して、拡幅整備する場合に重点的に支援するものでございます。

重点整備路線は、エリア内から周辺路線への重要なネットワークを構成することのできる箇所を選定することになりますが、こういった位置指定道路や第43条第2項第2号の許可を受けた道路などの私道につきましても、こういった重要路線として活用することも検討の中に含めてお

ります。

以上でございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、11番目の千里丘三島線道路改良事業についての、現在の取り組みについてお答えさせていただきます。

先ほどご答弁させていただきました、千里丘駅前南交差点角地にあるビルの借家人である3件の方々の明渡しが完了しましたので、現在は今年度の予算をもちましてそのマンションの建物移転補償及び土地売買契約を締結し、用地を取得したところでございます。

また、引き続きまして三島幼稚園側にある物件につきましても、建物所有者と現在交渉を進めているところであり、計画どおり事業の完了に向け、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、12番目のバリアフリーについて2回目の、バリアフリー基本構想の見直しについてのご質問にお答えします。

バリアフリー基本構想は、平成17年3月に策定しておりますが、これに基づき、重点整備地区でありますJR千里丘駅周辺と阪急正雀駅周辺の地区内において定めた特定経路と準特定経路を優先的に整備していくこととしております。現在、特定経路に位置づけられている路線の整備としまして、千里丘三島線と阪急正雀駅において道路改良事業を進めているところでございます。

一方で、重点整備地区内には、整備未着手の経路もありますことから、まずは重点整備地区のバリアフリー化に向けまして

取り組んでまいりたいと考えております。

これらの整備が完了したときには、改めてバリアフリー基本構想の見直しなど、バリアフリー化の取組について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、質問番号15番の2回目、摂津市、吹田市の両市で除草の時期を合わせることにについての質問に対して答弁いたします。

除草の実施時期につきましては、公園園路や遊歩道、緑道の見通し、歩行者の通行の妨げ、雑草の繁茂状況、気候や気温などを考慮しながら効率的な除草を行っております。

委員がお示しの吹田市との実施時期のずれにつきましては、除草回数や除草範囲、樹木などの密集具合、除草の方法などで本市と吹田市の間で違いがあり、それがずれを生じていた要因にあると考えております。

委員がご指摘の除草時期を合わせることにについては、吹田市の関係部局と協議・調整を図ることで対応が可能であると考えておりますので、今後両市におきまして、一番効率的な除草時期を同じような時期にできるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 それでは、質問番号16番、消防指令業務の拡充についてお答えいたします。

現在、2市による指令業務を運用しておりますが、スケールメリットによる効果が大きいことから、次期消防指令システムの更新につきましては、5市による消防指令

業務共同運用の広域化に向けて協議を進めております。

それに伴って、今後のスケジュールについてですが、11月に市長確認書の決裁をいただいておりますので、12月定例市議会において協議会の設置と協議会規約を提案いたします。

令和3年1月に5市の市長に一堂に会していただき、市長調印式を挙行いたします。令和3年2月に協議会の設置をいたします。

以上でございます。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 質問番号17番の2回目、住宅用火災警報器の購入あっせんについてお答えいたします。

住宅用火災警報器の購入あっせんは、枚方寝屋川消防組合が実施しております。内容は、ある協同組合が住宅用火災警報器の販売・設置工事を行い、枚方寝屋川消防組合の消防が広報等で掲載し、チラシを配布し、市民に周知しているようです。

本市としましては、民間において、販売・設置工事を行っている電気店等はあると認識しております。それよりも個人宅に赴いて実際に人と接し、対面して、住宅用火災警報器の設置の必要性、重要性を説明し、指導していくことに重点を置き、住宅用火災警報器の設置率を高めていきたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 大坪参事。

○大坪警防第1課参事 それでは、質問番号18番の、2回目のご質問にお答え申し上げます。

AEDの管理についてのお問いでございますが、市の公共施設及び消防本部が所有しておりますAEDについては、それぞ

れの所管課及び関連施設において、消防本部が独自で作成しましたAEDの点検表に基づきまして毎日点検を実施し、管理しております。

また、点検内容につきましては、目視による作業状態の確認及びパッド等消耗品の使用期限の確認等を行っております。

引き続き、市民等が必要なときにいつでも確実にAEDを持ち出せる環境の整備に努めるとともに、更新計画に基づき必要な予算措置を講じまして、管理体制の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 質問番号19番、2回目のご質問にお答えいたします。

質問がかなり多岐にわたっておりますので、順番にご説明いたします。

まず一つ目、避難所を地元皆さんに開けていただいたらどうかというご提案でございます。今、避難所の開設につきましては、確におっしゃるように市職員よりも地元の方のほうが避難所に早くたどり着く、これはもう間違いございません。

ただ、一方で、鍵の取り扱いに関しましては慎重を期すべきものでございますし、また、避難者の皆さんが入場する前に施設の安全点検、これもかなり大きな責任を伴うものでございます。

このような大きな危惧、責任を伴う、義務を課すようなこういう行為を地元の皆さんにお願いでき得るものなのかどうか、様々なご意見があることは十分承知いたしておりますので、今後、避難所を早く確実に開設するためにどのようにすべきか、しっかり検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ペットと一緒に避難という

ことでございます。コロナ禍におきまして、避難所の3密を避ける必要がございますので、収容人数をかなり絞り込まざるを得ない状況でございます。そのような中、ペットとの避難ということでのスペースの確保、これはかなり現実的に厳しい状況でございます。

まず、我々としましては、ペットを飼っておられる皆様には、まずはペットと共に縁故避難、車中避難、このあたりの分散避難を何とかお願いしたいと考えております。

また、そうは申しましても、市のほうでも大阪府等々、国と協議いたしまして、隣接市などの状況も把握しながら、市としてペットとの避難をどうすべきかというの併せてしっかり考えてまいります。

続きまして、SOS避難メソッドと自主防災組織の役割、関係施設についてでございます。

このSOS避難メソッドの効果を成すべきところは、避難者が既存の避難所に集中して3密になってしまう、これを何とか避けるということで縁故避難でありましたり、車による車中避難、防災避難ですね、この分散避難を呼びかけるものでございます。また、市でも、市内事業所を回りまして、新たな避難先の確保に努めているところでございます。

そのような中、自主防災会の皆様をお願いしたい役割といたしましては、このSOS避難メソッドの根幹部分、分散避難というところを十分ご賛同、ご理解いただきまして、市民の一人一人が皆さん、自分自身に合った避難行動がスムーズに取れるように、分散避難を、市民啓発を我々もいたしますので、しっかり支援をお願いしたいと考えております。

続きまして、スマートフォン等々A I、I C Tを活用して避難をスムーズにするべきだというご提案でございました。現在、摂津市のほうでは、スマートフォンのアプリを活用いたしまして、ヤフーと防災協定を結んでおりまして、専用のスマートフォンアプリを介しまして市のほうが防災情報を、例えば避難所はここが開いてますよとか、今こういう状況ですよというのをお知らせするような仕組みを今、つくっております。

また、委員がご提案のSNSサービス、災害情報サービスにつきましては、これを一層発展させるものとして研究してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号20番でございます。2回目のご質問で、防災サポーターの育成とスキルアップというところでございます。

我々、1年間で大体30名ぐらいをめどにオリジナル講座を実施いたしまして、防災サポーターの養成に努めているところでございます。第2期も今年の12月に講座を開設したいと考えております。

また、防災サポーター誕生後のスキルアップなんですけれども、各避難所運営訓練にご参加いただいたり、我々のほうでスキルアップ研修を企画したり、また、各施設の自主防災訓練に参加していただくなど、いろいろな仕掛けを作っております。

そういう中でまた、今回12月に第2期の防災サポーターの講座を開設しますけれども、第1期の防災サポーターの方にもお姉さん、お兄さん役ということで、先輩としてご参加いただけるような機会も設定しております。

最後に、防災サミットの評価ということでございますけれども、去年の6月に大阪

北部地震から1年を迎えるタイミングで防災サミットを開催させていただきました。当日は、220名の市民の方に参加していただきまして、アンケートの結果でも、地域であったり、学校、企業、これがばらばらに活動するのではなくて、市全体で協力して防災に立ち向かうべきという意見がかなりの数、寄せられておりました。

こういう形で、我々の防災サミットの理念をご理解いただいたアンケート結果が多くございましたので、非常に価値のあるイベントであったと評価しております。

また、第2回というお問い合わせでしたが、来年1月頃を目指して今検討中でございます。詳細が固まれば、またご連絡できるような段取りにもっていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 本日は、これで散会いたします。

(午後5時7分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 藤浦 雅彦